

木城町男女共同参画基本計画

(「木城町女性活躍推進計画」・「木城町DV防止基本計画」を含む)

2018年度～2023年度



平成30年3月
木城町

はじめに

近年、少子高齢化の進行に伴う人口減少社会の到来、労働力人口の減少、個人の価値観やライフスタイルの多様化、家族や地域におけるつながりの希薄化など、我が国の社会経済情勢は急速に変化しています。このような状況の中で、変化に対応しながら将来に希望を抱くことができる社会を築くためには、性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

本町では、平成28年度に「木城町男女共同参画推進条例」を制定し、このたび「木城町男女共同参画基本計画（「木城町女性活躍推進計画」・「木城町DV防止基本計画」を含む）」を策定しました。

この基本計画は、基本理念実現のため「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」「あらゆる分野における女性活躍の場づくり（木城町女性活躍推進計画）」「誰もが安心して暮らせる基盤づくり」「人権を侵害するあらゆる暴力を許さないまちづくり（木城町DV防止基本計画）」の4つの基本目標を掲げ体系的に取りまとめたものです。

今後は、この基本計画に基づき関係機関と連携を図りながら、施策の推進に向け町民の皆様とともに男女共同参画社会の実現に向けて取り組んで参りますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、町民意識調査やパブリックコメント等にご協力いただきました町民の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言を頂きました木城町男女共同参画推進審議会委員の皆様、関係各位に対しまして心から御礼申し上げます。

平成30年3月

木城町長 半渡 英俊

目次

第1章 基本計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画の期間.....	2
第2章 計画の基本的な考え方.....	3
1. 基本理念.....	3
2. 基本目標.....	3
3. 施策の体系.....	4
第3章 計画の内容.....	5
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり.....	5
重点分野1 男女共同参画意識の醸成.....	6
重点分野2 教育・学習を通じた男女共同参画の推進.....	9
基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性活躍の場づくり(木城町女性活躍推進計画).....	11
重点分野3 政策・方針決定の場への女性参画の推進.....	12
重点分野4 地域社会における男女共同参画の促進.....	16
重点分野5 就業環境の整備.....	20
重点分野6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進.....	25
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる基盤づくり.....	31
重点分野7 一人ひとりが暮らしやすい環境の整備.....	32
重点分野8 生涯にわたる健康づくり支援.....	35
基本目標Ⅳ 人権を侵害するあらゆる暴力を許さないまちづくり(木城町DV防止基本計画).....	38
重点分野9 配偶者等からの暴力(DV)の防止.....	39
重点分野10 DV被害者の保護と支援.....	42
重点分野11 男女の人権の尊重.....	45
第4章 計画の推進.....	47
施策指標一覧.....	48
語句の説明.....	51
資料編.....	53
木城町男女共同参画推進条例.....	53
木城町男女共同参画推進審議会委員名簿.....	56
木城町男女共同参画基本計画策定のための町民意識調査の概要.....	57
計画策定の経緯.....	58

第1章 基本計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

男性も女性も一人ひとりがお互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会(※1)」を実現することが重要な課題となっています。

国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画基本計画等に沿って、さまざまな取組が進められています。

また、国は平成13年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」、平成19年「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、平成29年「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」など、男女共同参画社会の実現に向けた取組が段階的に進んでいます。

本町は「第五次木城町総合計画(2014～2023)」において、施策の柱の一つとして「男女共同参画・人権尊重社会の形成」を位置づけ、男女共同参画社会の実現のための各種の施策を推進しているところです。

この取組をさらに充実・強化させるために、平成29年3月に「木城町男女共同参画推進条例」(以下「条例」という。)が施行されたところです。

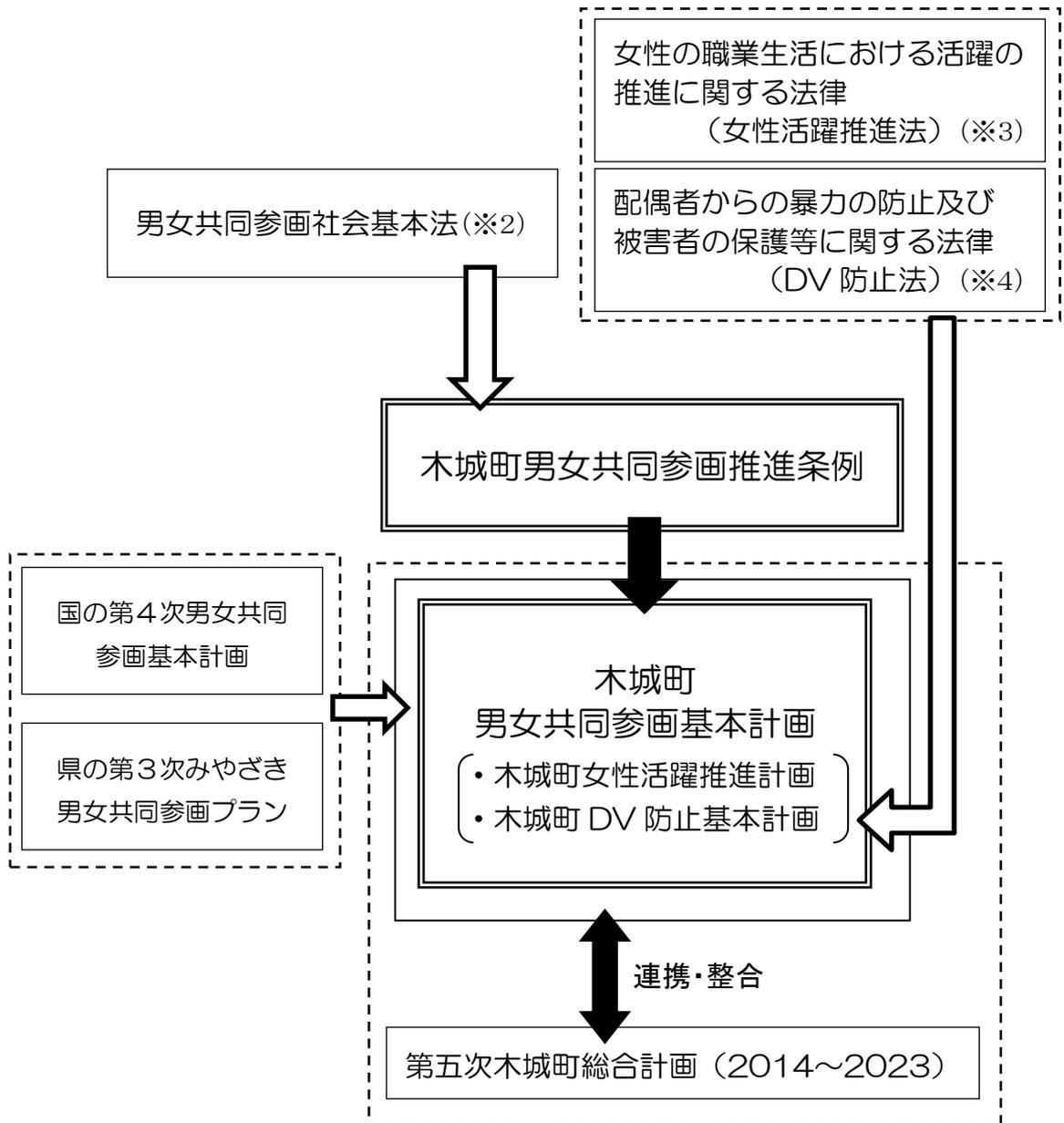
そこで本町は、この条例第9条に基づき、条例の基本理念の実現に向けて、あらゆる分野の施策に男女共同参画社会づくりの視点を反映させるために、「木城町男女共同参画基本計画」(「木城町女性活躍推進計画」及び「木城町DV防止基本計画」を含む)を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

- (1) 木城町男女共同参画基本計画は、条例の基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりに向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) この基本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条の2、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に規定されている「市町村計画」としても位置づけます。
- (3) 策定に際しては、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「第3次みやぎき男女共同参画プラン」を踏まえるとともに、「第五次木城町総合計画」をはじめ各種計画と整合を図っています。
- (4) なお、この計画は町はもとより、町民、民間事業所、各種団体等がそれぞれの立場から男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくための指針とするものです。

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度(2018年度)から平成35年度(2023年度)までの6年間とします。



第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

木城町男女共同参画推進条例第3条に掲げる7つの基本理念の下に、男性・女性がお互い
に人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参
画社会づくりに取り組みます。

基本理念

1. 男女の人権の尊重
2. 社会の制度または慣行についての配慮
3. 意思の形成及び決定に参画する機会の確保
4. 家庭生活と職場・学校・地域等の活動の両立
5. 性の相互理解と生涯にわたる健康への配慮
6. 教育及び学習機会の確保
7. 国際理解及び国際協力への配慮

木城町男女共同参画推進条例第3条の要約

2. 基本目標

計画の基本理念を実現するために、次の4つを基本目標として取り組みます。

- I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
- II あらゆる分野における女性の活躍の場づくり(木城町女性活躍推進計画)
- III 誰もが安心して暮らせる基盤づくり
- IV 人権を侵害するあらゆる暴力を許さないまちづくり(木城町DV防止基本計画)

3. 施策の体系

この計画は、基本理念の下に計画体系を「基本目標」→「重点分野」→「施策の方向」として、下記のとおり施策の推進に取り組みます。

基本目標	重点分野	施策の方向
I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	1. 男女共同参画意識の醸成	① 男女共同参画の意識の啓発 ② 男女共同参画の視点に立った社会通念・慣行の見直し ③ 国際理解・協力の推進
	2. 教育・学習を通じた男女共同参画の推進	④ 教育・学習を通じた男女共同参画の推進
II あらゆる分野における女性活躍の場づくり (木城町女性活躍推進計画)	3. 政策・方針決定の場への女性参画の推進	⑤ 審議会等委員の女性登用推進 ⑥ 女性人材の育成・確保 ⑦ 女性の能力発揮の支援
	4. 地域社会における男女共同参画の促進	⑧ 地域活動における男女共同参画の促進 ⑨ 防災分野における男女共同参画の促進
	5. 就業環境の整備	⑩ 男女の雇用機会の均等と待遇の確保 ⑪ 女性のニーズを踏まえた就業環境の整備(再就職等を含む) ⑫ 農林業・商業等の自営業で働く女性の就業環境の整備
	6. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進	⑬ 仕事と家庭の両立支援 ⑭ 子育て及び介護支援の充実 ⑮ 男性も「子育て」「介護」「地域活動」等への参加の促進
III 誰もが安心して暮らせる基盤づくり	7. 一人ひとりが暮らしやすい環境の整備	⑯ 高齢者・障がい者等の生活や社会参画に対する支援 ⑰ ひとり親家庭等の生活安定と自立支援
	8. 生涯にわたる健康づくり支援	⑱ 生涯を通じた健康の保持・増進対策の推進 ⑲ 性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援 ⑳ 各種健康診断の充実と受診率の向上
IV 人権を侵害するあらゆる暴力を許さないまちづくり (木城町DV防止基本計画)	9. 配偶者等からの暴力(DV)の防止	㉑ DV防止の啓発 ㉒ 各種ハラスメントやストーカー対策の推進
	10. DV被害者の保護と支援	㉓ 被害者の早期発見のための環境づくり ㉔ 相談・支援体制の充実
	11. 男女の人権の尊重	㉕ 女性・子ども・高齢者等に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり ㉖ 人権擁護の支援活動の充実

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

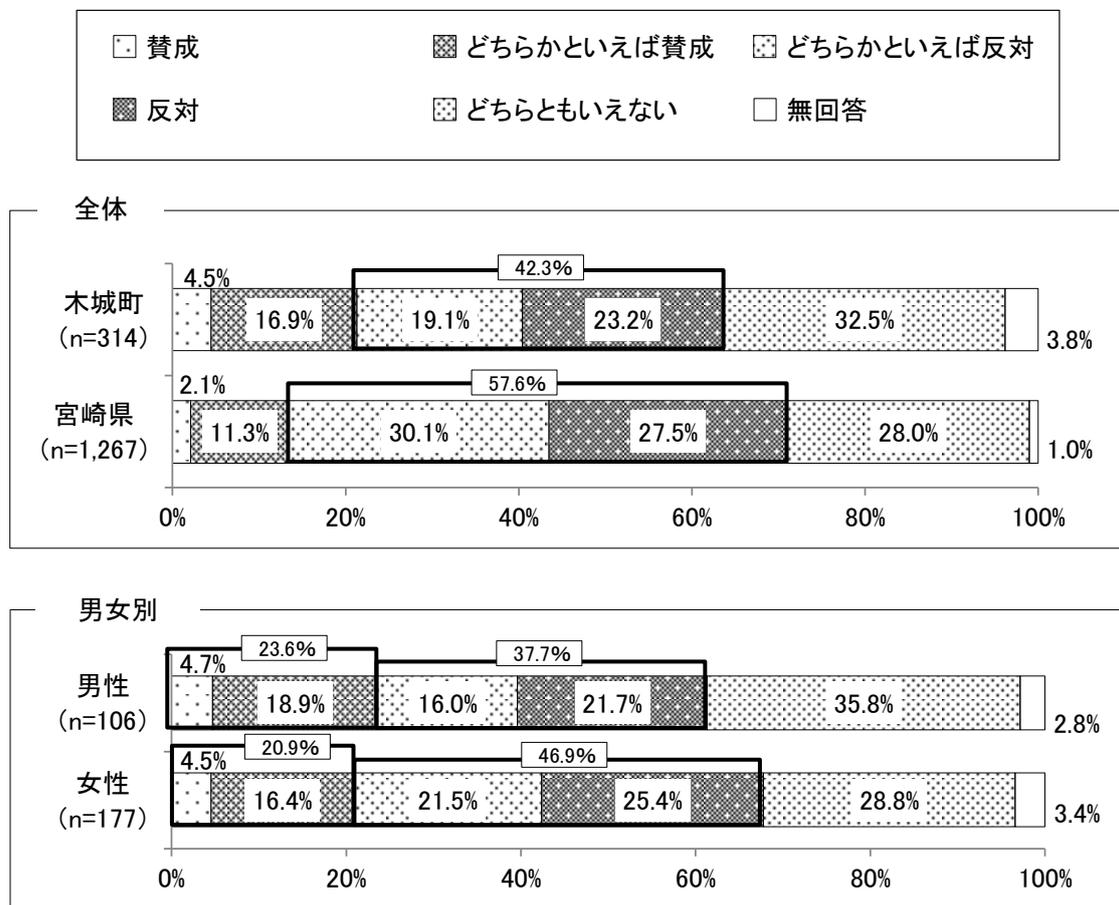
国は、男女共同参画社会の実現に向けて男女共同参画基本法、育児・介護休業法、女性活躍推進法等の法整備を行い、様々な取組みを推進してきています。

しかしながら、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識(※5)は、現在も人々の意識の中に根強く残っています。このことが、男女間の格差や不平等を生み出し、女性のみならず男性にとっても多様な生き方を選択する際の障害となっています。

平成29年6月に実施した「木城町男女共同参画基本計画作成のための町民意識調査」(以下「町民意識調査」という)では、「男は仕事、女は家庭」という考え方への反対意見(「反対」と「どちらかといえば反対」の計)が男性37.7%、女性46.9%であり、男性が女性を9.2ポイント下回っています。

男女共同参画社会を実現するために、社会通念や慣行などの背景にある固定的な役割分担意識を見直し、家庭、学校、職場、地域等のあらゆる場面で男女がお互いを尊重し、共に責任を分かち合いながら支え合うことの大切さを理解し合えるような町民の意識づくり、意識改革に取り組めます。

<家庭における男女の役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」という考え方)>



資料:平成29年木城町男女共同参画基本計画作成のための町民意識調査
平成27年宮崎県男女共同参画社会づくりのための意識調査

重点分野1 男女共同参画意識の醸成

<現状と課題>

町民意識調査によると、男女平等意識は「社会全体」については男性優遇（「男性の方が非常に優遇」と「どちらかといえば男性が優遇」の計…以下同じ）が56.0%で県全体（60.4%）と比べて4.4ポイント下回っています。男女別では、男性優遇と思っている人は女性が63.9%、男性は43.4%で20.5ポイント上回っています。

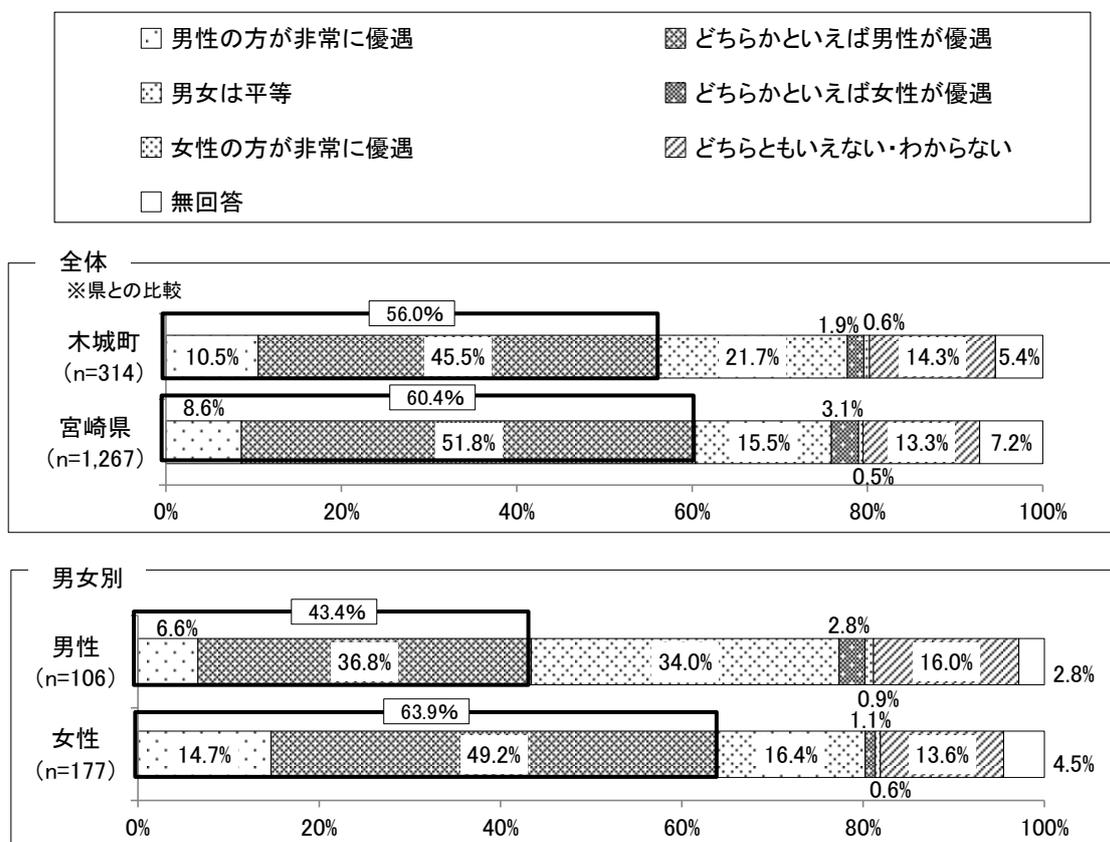
また、「社会通念・慣習・しきたり」については、男性優遇が61.5%で県（64.3%）と比べ2.8ポイント下回っています。なお、このことについて男女別では、女性65.6%、男性54.7%となっており、女性が10.9ポイント上回っています。

このようなことから、男女平等意識は徐々に高まっているものの、性別による固定的役割分担意識を背景とする慣習・しきたりが残っており、男女平等には達していない状況です。

このため、男女共同参画の視点に立って固定的な性別役割分担意識の解消、地域における社会通念・慣習・しきたりの見直し、更には異文化への理解や国際理解・国際協力の大切さなどについても意識の醸成が求められています。

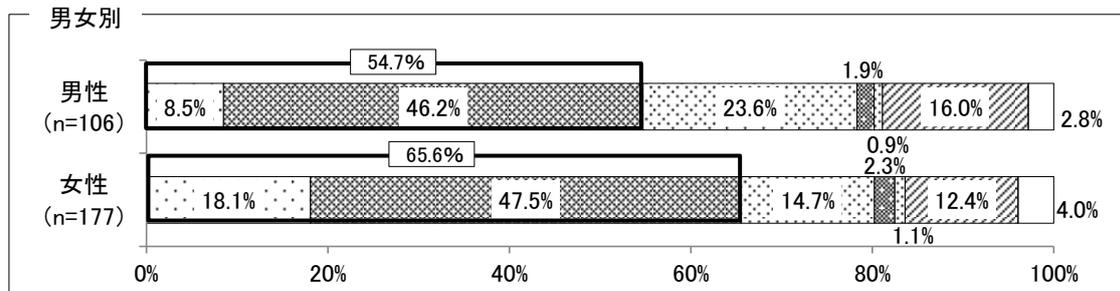
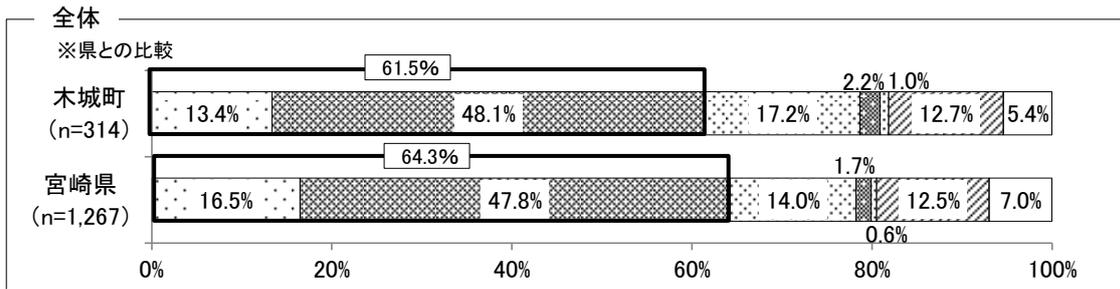
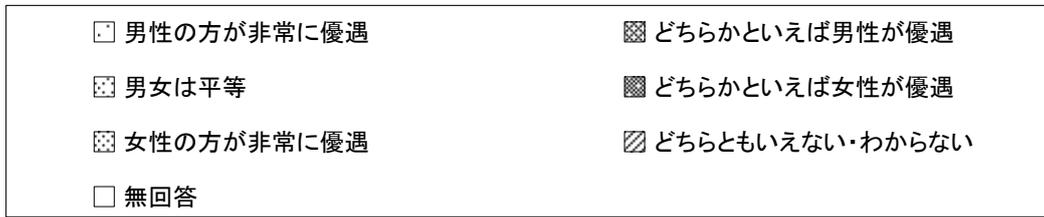
<男女平等意識>

(1) 社会全体



資料：平成 29 年木城町男女共同参画基本計画作成のための町民意識調査
平成 27 年宮崎県男女共同参画社会づくりのための意識調査

(2) 社会通念・慣習・しきたり



資料：平成 29 年木城町男女共同参画基本計画作成のための町民意識調査
平成 27 年宮崎県男女共同参画社会づくりのための意識調査

＜施策の方向＞

①男女共同参画の意識の啓発

- 男女共同参画社会についての町民の関心と認識を深めるために、町の広報誌等により啓発に取り組みます。(総務財政課)
- 男女共同参画意識を醸成するための講座・研修会等の開催に努めます。(総務財政課)
- 男女共同参画に関する統計資料・関連情報を広く収集し、研究に努め町民に分かりやすい形で提供します。(総務財政課)

②男女共同参画の視点に立った社会通念・慣行の見直し

- 地域のしきたりや慣習が、男女共同参画に配慮され、見直されるよう、広報・啓発に取り組みます。(総務財政課)
- 家庭・学校・職場・地域等、あらゆる場で性別に基づく固定的役割分担意識、しきたり、慣習などを見直していくよう広報・啓発に取り組みます。(総務財政課)

③国際理解・協力の推進

- 男女平等に関する国際的な取組について、情報の提供に努めます。(総務財政課)
- 国籍や民族の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくような多文化共生社会(※6)づくりに努めます。(総務財政課)

指標項目	基準値		目標値		所管課
	年度	数値	年度	数値	
「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合(%)	平成29年度	42.3%	平成35年度	60%	総務財政課
男女共同参画に関する講座・研修会等(回)	平成28年度	1回	平成35年度	3回	総務財政課 教育課

重点分野2 教育・学習を通じた男女共同参画の推進

<現状と課題>

男女共同参画社会を築いていくためには、子どもの頃から男女平等意識を根付かせ、性差(ジェンダー(※7))に起因する差別意識を解消するなど、次代を担う子ども達がそれぞれの個性と能力を發揮できる教育・学習を推進することが重要です。

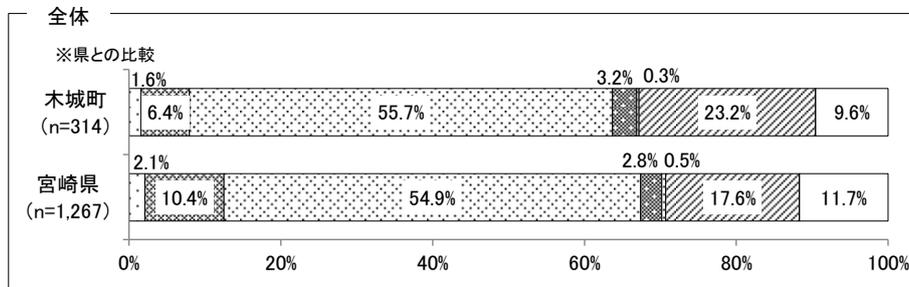
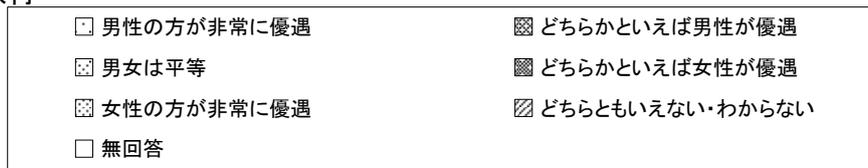
町民意識調査では、学校教育における「平等意識」については半数以上(55.7%)が男女平等と考えています。この結果は、県54.9%を0.8ポイント上回っています。

また、家庭における「平等意識」について、「男女は平等」と思っている男性は45.3%、女性は24.3%で男女間に21.0ポイントの差があります。

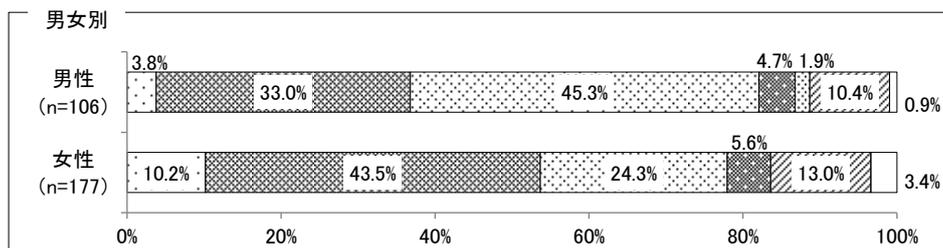
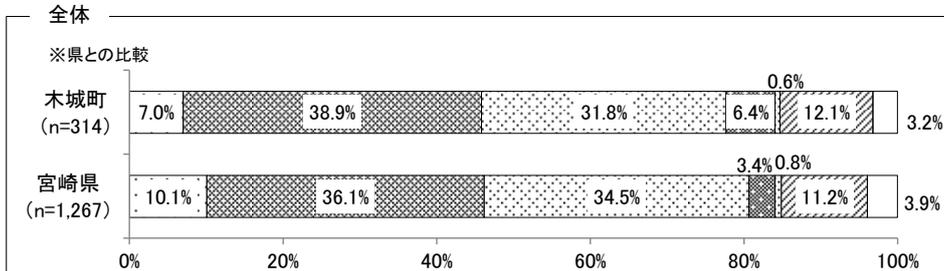
今後とも将来を担う子ども達に男女共同参画についての理解を深める教育を推進するとともに、あらゆる世代の町民が生涯にわたって男女共同参画の視点を学ぶ学習機会の拡充が求められています。

<男女平等意識>

(1) 学校教育



(2) 家庭



資料：平成29年木城町男女共同参画基本計画作成のための町民意識調査
平成27年宮崎県男女共同参画社会づくりのための意識調査

<施策の方向>

④教育・学習を通じた男女共同参画の推進

- 学校において男女平等に関する教育を推進します。(教育課)
- 家庭における男女共同参画の認識を深めるために、家庭教育学級、PTA活動等を利用して啓発に努めます。(教育課)
- 児童・生徒が固定的な性別役割分担意識にとらわれず社会性・勤労観・職業観を持ち、主体的に進路選択できる力を身につけることができるよう、キャリア教育(職場体験・インターンシップ等)の推進に努めます。(教育課)
- 町民を対象に男女共同参画社会の実現や固定的な性別役割分担意識の解消に関する社会教育の推進に努めます。特に、男女共同参画の意義について男性自身が理解を深めることができるよう、男性を対象とした学習機会の提供に努めます。(総務財政課、教育課)

指標項目	基準値		目標値		所管課
	年度	数値	年度	数値	
学校教育での男女の地位が平等になっていると感じる人の割合(%)	平成29年度	55.7%	平成35年度	70%	教育課
家庭での男女の地位が平等になっていると感じる人の割合(%)	平成29年度	31.8%	平成35年度	50%	総務財政課

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性活躍の場づくり(木城町女性活躍推進計画)

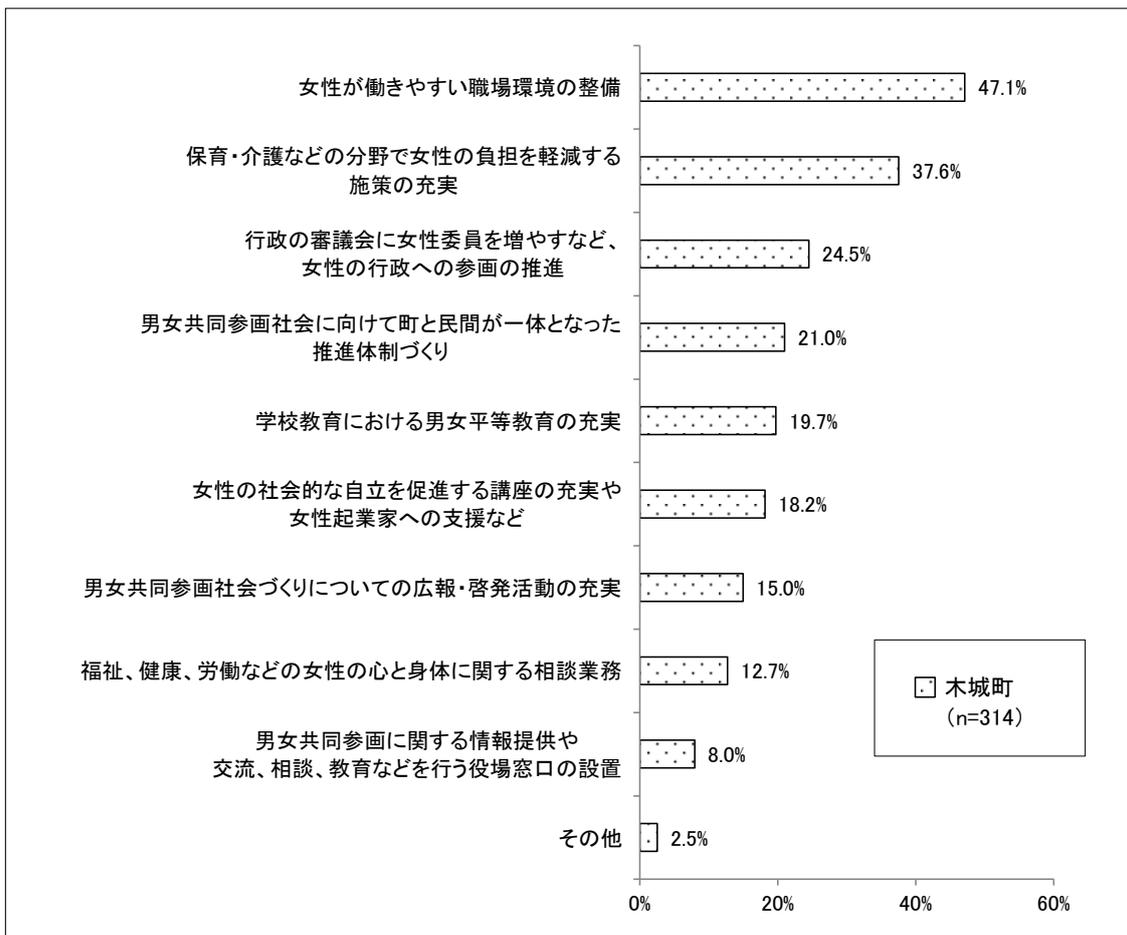
男女共同参画社会を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として政策・方針決定に共に参画することが大変重要です。

また、町民の生活拠点である地域社会は、高齢化の進行、地域住民のつながりの希薄化などに伴い、福祉・環境・防災など様々な分野で課題が顕在化しており、男女協力、男女共同参画の視点からの取組が極めて重要になっています。

女性の就業環境は男女雇用機会均等法、女性活躍推進法など法整備により、徐々に改善されてきています。こうした流れの中で、今後とも女性のニーズ及び仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の視点を踏まえた就業環境の整備、職場・地域社会などにおける女性の活躍の場づくりに取り組みます。

町民意識調査において男女共同参画社会を形成するために町が今後力を入れて欲しい施策として、上位3項目は「女性が働きやすい職場環境の整備」が47.1%、「保育・介護などの分野で女性の負担を軽減する施策の充実」が37.6%、「行政の審議会に女性委員を増やすなど、女性の行政への参画の推進」が24.5%となっています。

＜男女共同参画社会を形成するために町が今後力を入れて欲しい施策＞



資料:平成 29 年木城町男女共同参画基本計画作成のための町民意識調査

重点分野3 政策・方針決定の場への女性参画の推進

<現状と課題>

男女共同参画社会を築いていくためには、男女があらゆる分野で平等に参画し、男女双方の意思が公正に反映されるとともに、その責任を分かち合うことが重要です。特に、政策・方針決定過程の場への女性参画は極めて重要です。

しかし、町における女性の政策・方針決定過程の場への参画状況をみると、町の審議会等委員の女性登用率は、平成29年度では22.0%（県の審議会委員に占める女性の割合は、平成27年度45.9%…第3次みやざき男女共同参画プランP38）、町（役場）における女性管理職登用率は22.4%（平成29年度）となっています。表のように登用率は徐々に高まっていますが、依然として少ない状況にあります。

また、町の地域・自治の政策・方針決定に役割と責任を有する自治公民館長40人（平成29年度）のうち、女性は2人となっています。

このように「政策の企画や方針決定の過程に女性が少ない理由」について、町民意識調査では、第1位「女性側の積極性が不足している」が37.9%、第2位「役員・委員の就任、選任に際して、男性優先の慣例・しきたりがある」が36.6%、第3位「男性優位の組織運営になっている」が35.4%となっています。

今後とも男女が社会の対等な構成員として共にいきいきと働き、活躍できる環境づくりが必要です。

<町の審議会等委員の女性委員の登用率>

(%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
女性登用率	17.1	19.6	20.5	20.1	22.0

出典：木城町

<町における女性管理職の登用率>

(人数・割合)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
課長級 総数	12	12	12	12	12
うち女性	0	0	0	0	0
課長補佐級 総数	20	18	17	21	27
うち女性	5	5	5	5	8
係長級 総数	21	24	25	23	19
うち女性	5	5	6	8	5
総数(A)	53	54	54	56	58
うち女性(B)	10	10	11	13	13
女性登用率 (B/A×100)	18.9	18.5	20.4	23.2	22.4

出典：木城町

＜自治会長(自治公民館長)に占める女性の割合＞

(人数・%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自治会長数	38	40	40	40	40
うち女性の数	1	3	4	2	2
女性の割合(%)	2.6%	7.5%	10.0%	5.0%	5.0%

出典:木城町

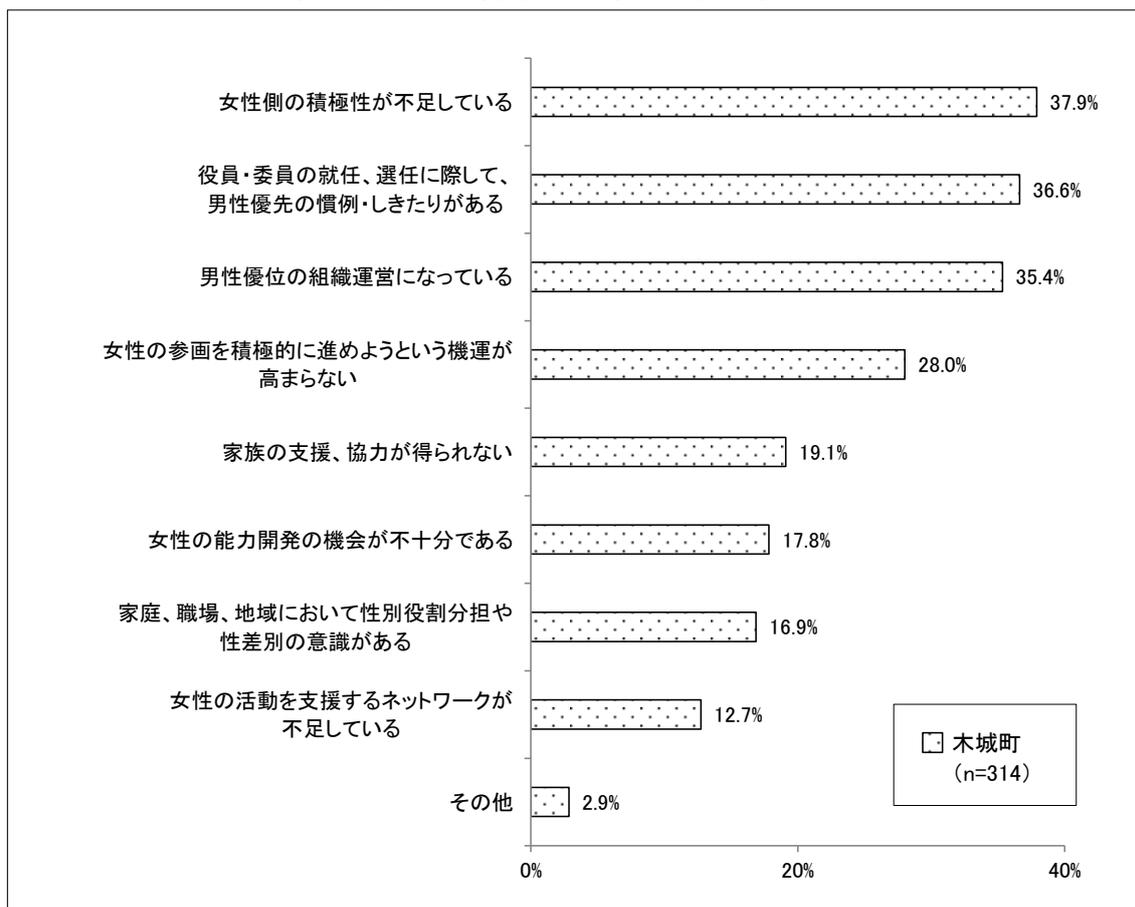
＜町議会議員に占める女性の割合＞

(人数・%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
町議会議員数	10	10	10	10	10
うち女性の数	1	1	1	1	1
女性の割合(%)	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%

出典:木城町

＜政策の企画や方針決定の過程に女性が少ない理由＞



資料:平成29年木城町男女共同参画基本計画作成のための町民意識調査

<施策の方向>

⑤審議会等委員の女性登用推進

- 審議会等への女性の登用について目標値の達成に向けて積極的に取り組みます。また、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。(全課)
- 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画(木城町)に沿って、管理職に占める女性職員の割合アップに努めます。(総務財政課)
- 自治公民館活動、グループ・団体活動、事業者等において女性の指導的立場への登用を積極的に促進します。(全課)

<町の審議会等における女性登用の状況(平成29年4月1日現在)>

(人数)

	総数	男性	女性
教育委員会	5	2	3
選挙管理委員会	4	3	1
監査委員	2	2	0
農業委員会	12	10	2
防災会議	30	28	2
民生委員推薦会	7	5	2
国民健康保険運営協議会	9	6	3
交通安全対策協議会	44	37	7
社会教育委員会	5	4	1
文化財保存調査委員会	5	5	0
国民保護協議会	30	28	2
特別職報酬等審議会	10	9	1
育英資金選考委員会	5	3	2
企業立地奨励審議会	9	9	0
教育支援委員会 (H28年度名称変更、旧:就学指導委員会)	18	8	10
学校給食共同調理場運営委員会	7	5	2
環境美化推進委員会	14	9	5
スポーツ推進委員会	7	4	3
特産品開発奨励審査会	7	7	0
子ども・子育て会議	15	10	5
人権擁護委員	4	2	2
木城町農業経営改善等対策会議	16	13	3
奨学金選考委員会	5	3	2
学校関係者評価委員会	5	3	2
教育委員会評価委員	2	1	1

出典:木城町

⑥女性人材の育成・確保

- 審議会等委員への女性登用を推進するため、幅広い分野から女性の人材についての情報収集に努めます。(全課)
- 役場における女性の係長・課長補佐・課長の各段階における人材プールの確保を念頭において、女性人材育成の推進や女性の積極性を引き出すことにつながる研修等への参加を推奨します。(全課)
- 女性リーダーを発掘・育成するため各種研修会・講座を実施する(町外研修等への派遣を含む)とともに、優秀な人材の情報発信に努めます。(総務財政課、教育課)

⑦女性の能力発揮の支援

- 女性が社会で指導的役割を果たす力をつけることができるよう、意欲と能力を高めるための講座や研修を県と連携して実施します。(総務財政課、教育課)
- 県と連携を図りながら、就職・再就職、起業、社会貢献など女性のチャレンジを支援する取組(相談、情報提供など)に努めます。(総務財政課、まちづくり推進課)
- 女性が政治、経済、教育など様々な分野における課題を自分の力で解決していく能力、技術を身につける(エンパワーメント)のための学習機会の提供に努めます。(教育課、総務財政課)

指標項目	基準値		目標値		所管課
	年度	数値	年度	数値	
町の審議会委員に占める女性の割合(%)	平成29年度 (平成29年4月1日現在)	22.0%	平成35年度	30%	全課
町職員の係長級以上に占める女性の割合(%)	平成29年度 (平成29年4月1日現在)	22.4%	平成35年度	30%	総務財政課
自治公民館長に占める女性の割合(%)	平成28年度	5.0%	平成35年度	10%	教育課

重点分野4 地域社会における男女共同参画の促進

<現状と課題>

地域(自治公民館)は、住民の生活の拠点であり、共有財産でもありますが人口減少、高齢化の進行等により、以前に比べて地域活力が弱ってきていることは否めない状況です。

一方、東日本大震災(平成23年3月)を契機に防災の観点から集落・自治会等の地域活動の意義・役割が改めて認識されたところ です。

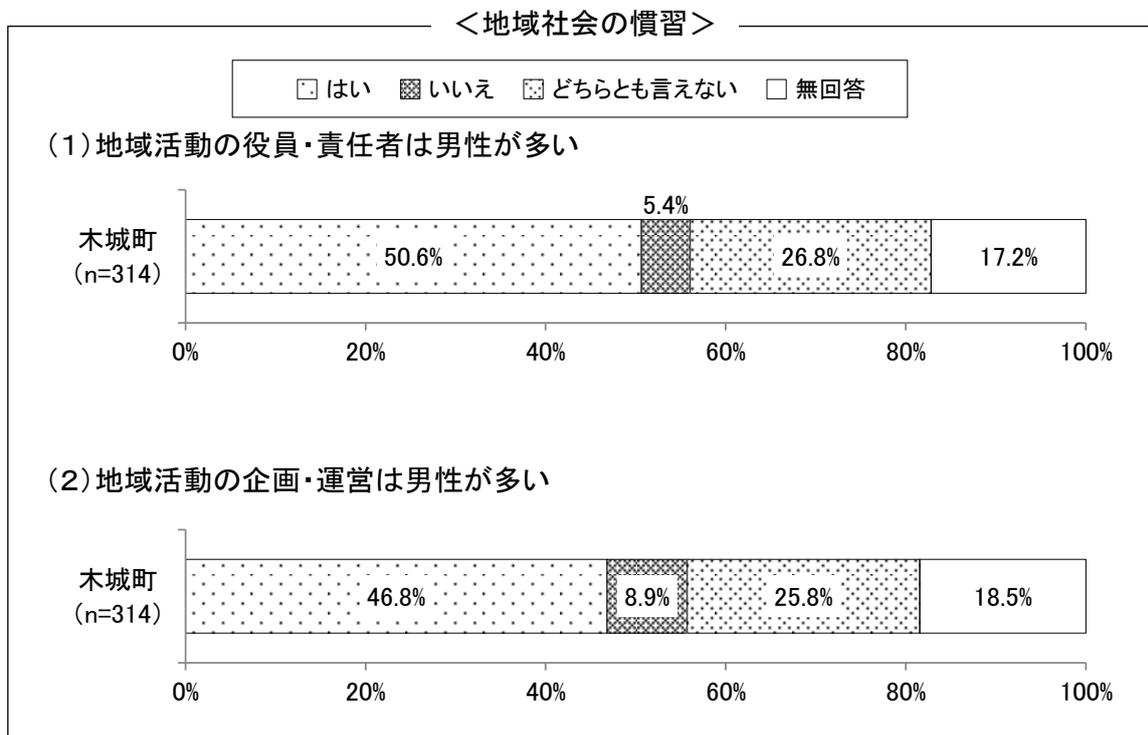
その後の熊本地震(平成28年4月)においては、地域の拠点施設である学校・公民館等が避難所となり、直後から授乳室・更衣室等の女性専用スペースが確保されるなど、男女共同参画の視点に配慮した取組がなされたという報告もあります。

地域(自治公民館)が今後とも活力を維持し、防災・福祉・環境・健康・教育など様々な分野の課題に適切に対応していくためには、性別による固定的な役割分担、慣習やしきたりなどとられず、男女が対等なパートナーとして地域づくりに参画することが必要です。

町民意識調査では、男女平等について「地域社会(社会通念、慣習・しきたり)」では、男性優遇が男性54.7%、女性65.6%となっています。(再掲P7)

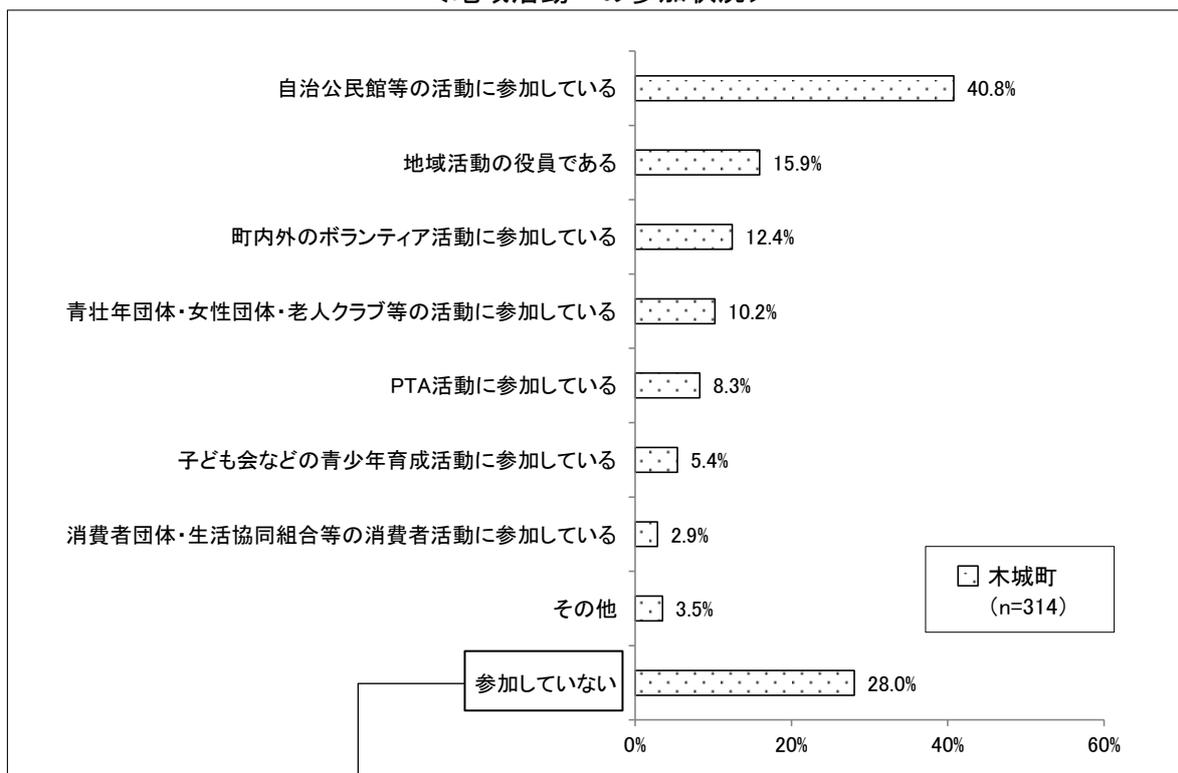
また、「地域社会の慣習」では、役員・責任者は男性が多いが50.6%、地域の行事・催し物の企画運営は男性が多いが46.8%となっています。このように地域においては、依然として男性優位、男性中心の状況が推察されます。

今後は、地域における様々な課題を克服し、よりよい地域づくりを進めるためには、行政と連携しながら、自助・共助の立場、そして男女が平等の立場の視点から男女共同参画の促進が求められています。

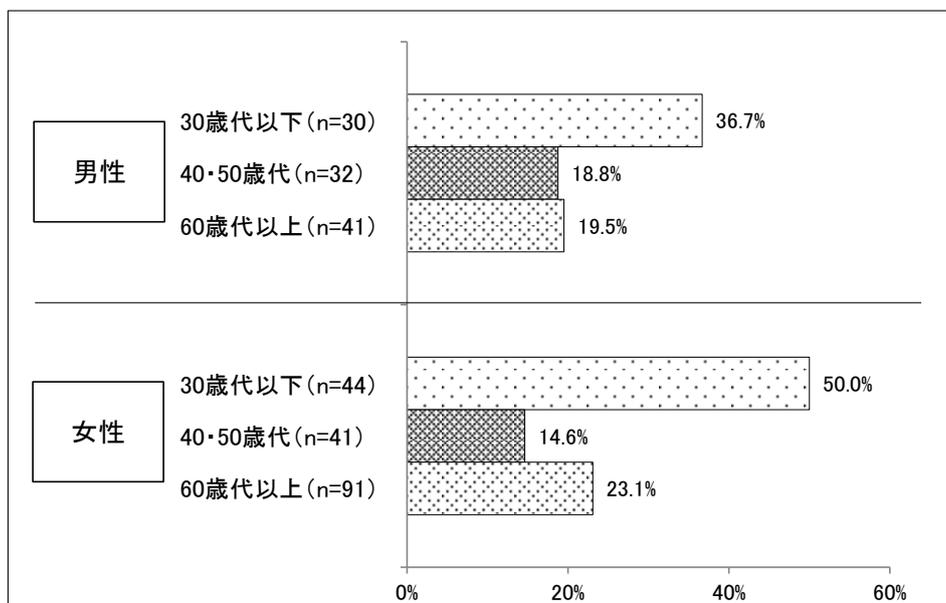


資料:平成29年木城町男女共同参画基本計画作成のための町民意識調査

<地域活動への参加状況>



・「参加していない」の性別・年代別状況



資料:平成 29 年木城町男女共同参画基本計画作成のための町民意識調査

＜施策の方向＞

⑧地域活動における男女共同参画の促進

- 多様な立場の人々が生活する地域(自治公民館)における男女共同参画の意識を醸成するための情報提供に努めます。(教育課、総務財政課)
- 地域活動(自治公民館活動、子ども会活動、スポーツ・文化活動等)への女性の参画を促進する広報・啓発活動に努めます。(教育課)
- 男女共同参画に関して自主的活動を行っている団体・グループの活動の支援(リーダーの育成、団体間のネットワークづくり、情報の提供等)に努めます。(総務財政課)
- 男女共同参画の視点から、地域のしきたりや慣習が必要に応じて見直されるように啓発・研修等に努めます。(総務財政課、教育課)
- 子ども達にも学校教育及び地域の子ども会活動等の中で、性別による固定的な役割などを反映したしきたり・慣習等を見直すための教育に努めます。(教育課)

＜地域コミュニティへの支援事業＞

(件数)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
件数	1	2	2	2	2

出典:木城町

＜女性活動団体への支援事業＞

(登録活動団体数)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
女性活動団体への協力支援	3	3	3	3	3

出典:木城町

⑨防災分野における男女共同参画の促進

- 災害発生時や復興においては、女性の役割が大きいことを前提に地域防災計画の策定に際しては、女性の参画を促進します。(総務財政課)
- 地域防災の自主的な活動を充実するため、自治公民館の自主防災組織の結成を促進します。(総務財政課)
- 地域防災の中核である消防団の活性化に向けて、防災教育、応急手当の普及などに取り組む女性消防団員の育成に努めます。(総務財政課)
- 地域や職場の防災力を向上させるために減災・防災について知識及び実践力を身につけている防災士の育成に取り組みます。(総務財政課)
- 災害時の対応には、男女のニーズに違いがあることを踏まえるとともに、高齢者・障がい者・妊産婦など、要援護者に配慮した支援体制の仕組みづくりに努めます。(総務財政課、福祉保健課)

<自治公民館における自主防災組織結成率>

(%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
自主防災組織結成率	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	5.0%

出典:木城町

<女性消防団員数>

(人数)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
女性消防団員数	1	1	1	2	2

出典:木城町

指標項目	基準値		目標値		所管課
	年度	数値	年度	数値	
町内女性防災士数(人)	平成29年度	7人	平成35年度	15人	総務財政課
町内女性消防団員数(人)	平成28年度	2人	平成35年度	5人	総務財政課

重点分野5 就業環境の整備

<現状と課題>

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など、法制度の整備は進んできましたが、現実には女性の就業者の半数(50.3%) (平成27年国勢調査)が非正規雇用であり、男女の賃金格差も解消に至っていない状況(第3次みやぎき男女共同参画プランP38)です。

また、女性の労働力率は、出産・育児期に離職するM字型カーブを描いており、継続的な就業や再就職の支援が求められています。

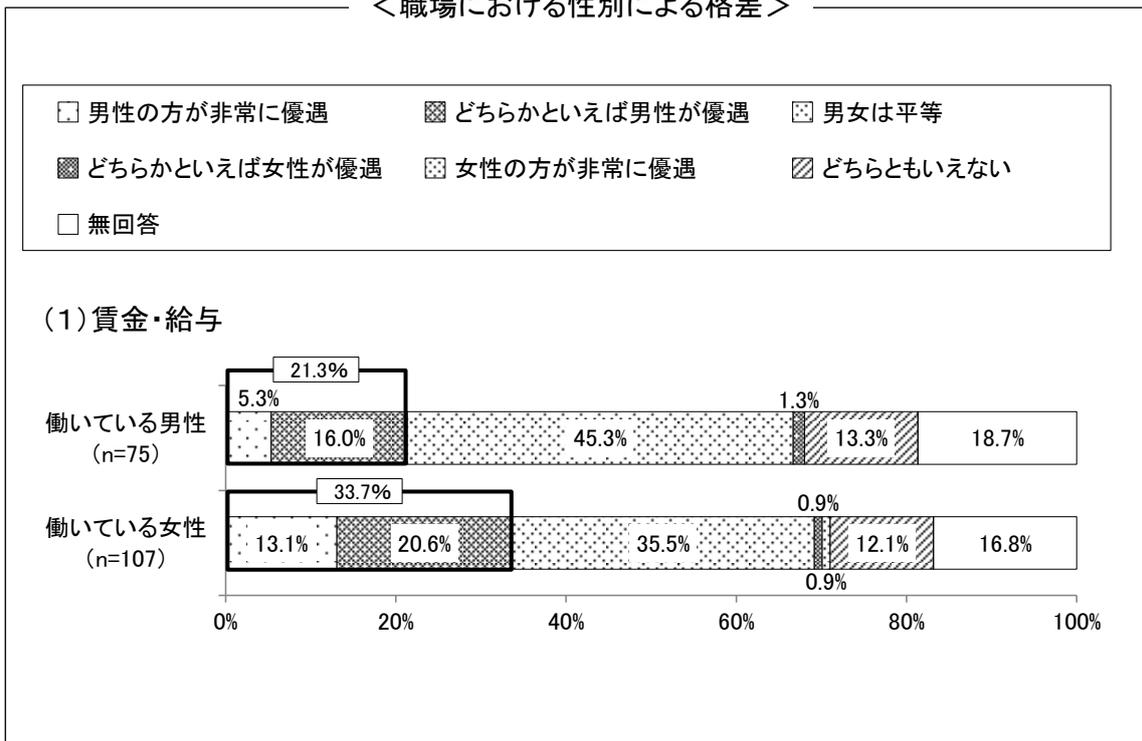
町民意識調査によると、「職場における性別による格差」について、働いている女性は、例えば、賃金・給与の面では33.7%、昇進・昇格の面では40.2%が男性優遇(「男性の方が非常に優遇」と「どちらかといえば男性が優遇」の計)と回答しています。

また、「女性が結婚・出産後も職業を持ち、働き続けるにはどのようなことが必要か」について、働いている女性は、第1位「残業や休日出勤ができないことで不利益な扱いをしない」(43.9%)、第2位「家族や夫の理解・協力」(40.1%)、第3位「結婚・出産・介護などの都合でいったん退職した女性のための再雇用制度を普及、促進する」(37.6%)が必要と考えています。

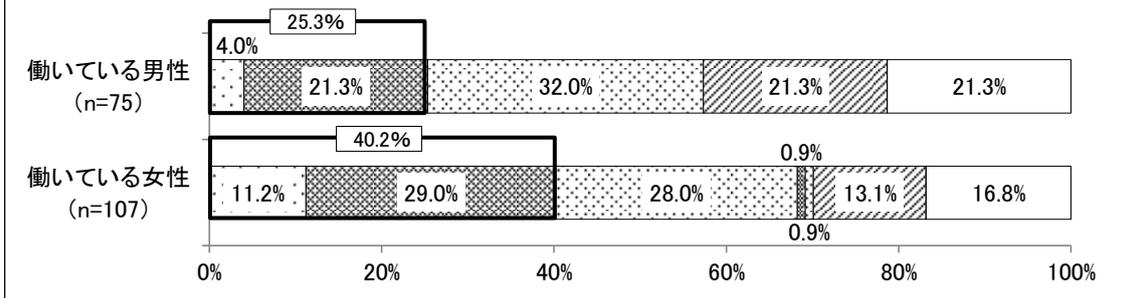
本町においては、女性は農畜産業・商工業等の自営業の分野で重要な担い手です。また、その役割は極めて大きいものですが、経営や方針決定の場への参画は進んでいない状況です。

このようなことから、女性が能力に応じた労働条件の整備や女性の意思決定の場への参画など、男女平等の観点からの就業環境の整備が求められています。

<職場における性別による格差>

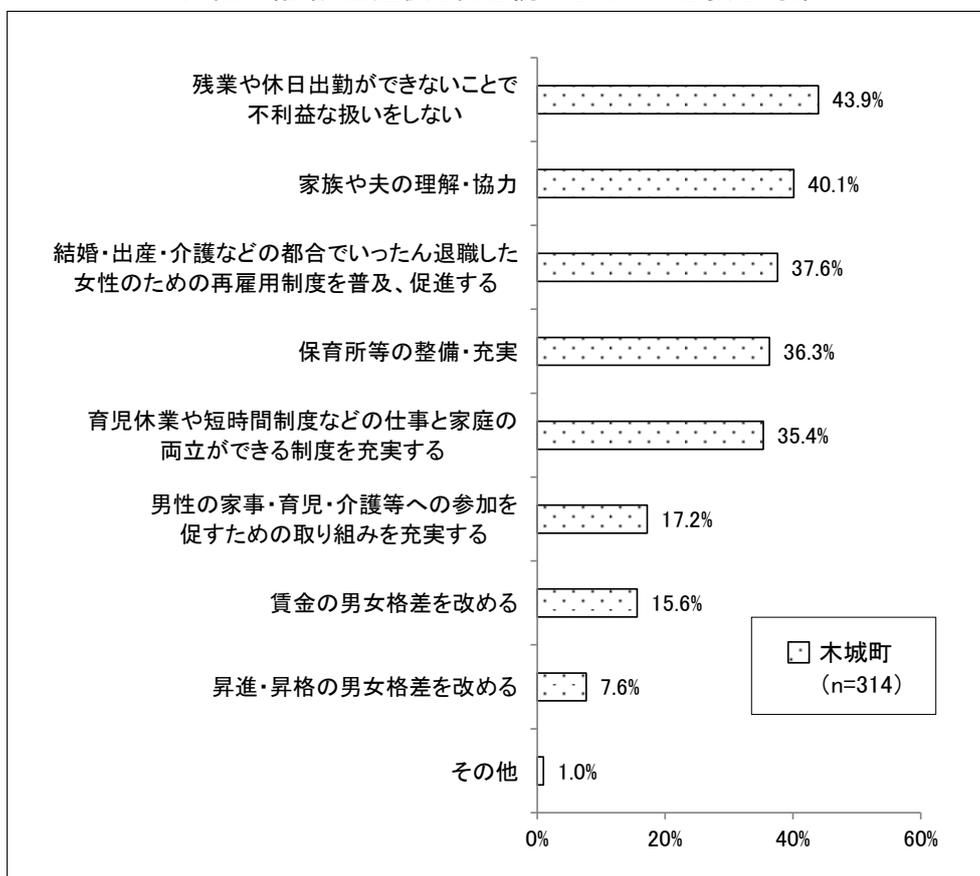


(2)昇進・昇格



資料:平成 29 年木城町男女共同参画基本計画作成のための町民意識調査

<女性が結婚・出産後も働き続けるために必要な対策>



資料:平成 29 年木城町男女共同参画基本計画作成のための町民意識調査

＜施策の方向＞

⑩男女の雇用機会の均等と待遇の確保

- 男女雇用機会均等法など、各種法律について県及び国(宮崎労働局等)と連携して事業者等への周知に努めます。(総務財政課)
- 企業における男女間格差の積極的改善措置(ポジティブアクション)の導入を促進するための啓発に努めます。(総務財政課)
- 雇用上の男女の均等な確保に関して、成果を上げている事業者の取組を企業等に広く紹介します。(総務財政課)
- 職場におけるセクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントを防止する啓発活動を促進します。(総務財政課)

⑪女性のニーズを踏まえた就業環境の整備(再就職等を含む)

- 県や宮崎労働局と連携して、育児・介護休業制度、短時間勤務制度など仕事と家庭が両立できる制度の周知に努めます。(総務財政課)
- パートタイム労働については、労働者の雇用の安定や適正な労働条件を確保するため、県や宮崎労働局と連携してパートタイム労働法等の周知に努めます。(総務財政課)
- 就職・再就職、起業、キャリアアップなど、女性のチャレンジを支援するため、県と連携して相談・情報の提供に努めます。(総務財政課)
- ハローワーク高鍋(高鍋公共職業安定所)等の関係機関と連携して、母子家庭の母親等の職業能力の向上と就職のための相談(再就職を含む)及び情報提供に努めます。(総務財政課、福祉保健課)

⑫農林業・商業等の自営業で働く女性の就業環境の整備

- 農林業・商業等の自営業で働く女性が、男女平等の観点からお互いを対等なパートナーとして認め合い、経営と生活の両面で協力する関係づくりを支援する情報提供、啓発に努めます。(総務財政課、産業振興課、まちづくり推進課)
- 家族経営に従事する女性の正当な評価、労働条件の改善を推進するために、家族経営協定(※8)の締結やプロの農業経営者としての認定農業者の育成を促進します。(産業振興課、まちづくり推進課)
- 農業・商工関係団体への女性の参画を促進します。(産業振興課、まちづくり推進課)
- 女性の経営能力の向上や女性の起業を促進するため、講習会・交流会の開催、情報の提供、資金の確保などについて、関係機関と連携して取り組みます。(まちづくり推進課、産業振興課)
- 農商工連携(※9)、6次産業化(※10)に向けた取組や起業活動の支援(地域資源を活用した食品加工グループの育成など)に努めます。(産業振興課、まちづくり推進課)

<家族経営協定締結件数>

(件数)

	平成24年度 までの累計	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
件数	15	2	3	1	1	1

出典:木城町

<女性認定農業者数の推移>

(経営体数)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
認定農業者数	77	82	81	81	82
うち女性の経営体数	6	6	6	6	6

出典:木城町

<女性の商工会員数の推移>

(人数)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
商工会員数	138	147	153	152	155
うち女性の人数	17	17	16	16	16
商工会女性部人数	20	20	20	22	22

出典:木城町

<農産加工グループ(団体数)の推移>

(団体数)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
グループ数(団体)	5	5	5	5	5

出典:木城町

<農業分野におけるパートナーシップの状況(平成29年3月末現在)>

		総数	男性	女性
JA児湯 木城支所	個人正組合員(人)	496	416	80
	個人準組合員(人)	416	250	166
産業の担い手	認定農業者(経営体数)	81	-	-
	農村女性アドバイザー(人)	3	0	3
生活の安定	農業者年金加入(人)	149	128	21

出典:木城町

指標項目	基準値		目標値		所管課
	年度	数値	年度	数値	
家族経営協定の締結数(件)	平成28年度までの累計	累計22件	平成35年度までの累計	累計26件	産業振興課
商工会女性部人数(人)	平成28年度	22人	平成35年度	25人	まちづくり推進課
女性認定農業者数(経営体)	平成28年度	6経営体	平成35年度	10経営体	産業振興課

重点分野6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進

<現状と課題>

町民一人ひとりが仕事と家庭生活・地域活動などをバランスよく充実させ、各年代で多様な生き方が選択できる「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現が求められています。

しかし、現状は仕事の面では、長時間労働、年功序列の処遇など男性中心の働き方が根付いており、一方、生活の面では、育児・介護など家庭的役割・責任は女性が中心に担っている状況です。

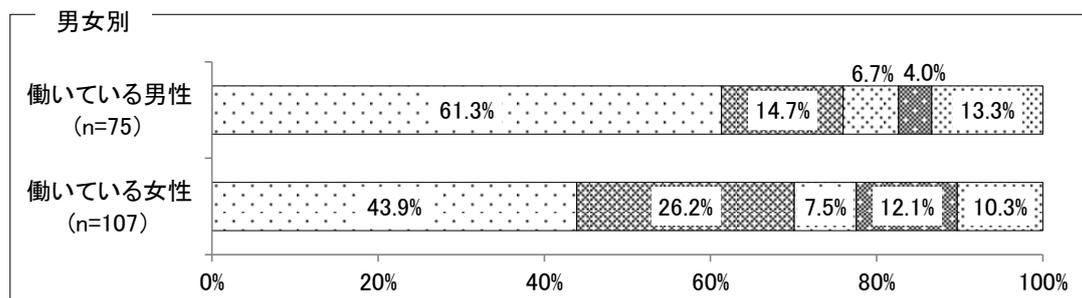
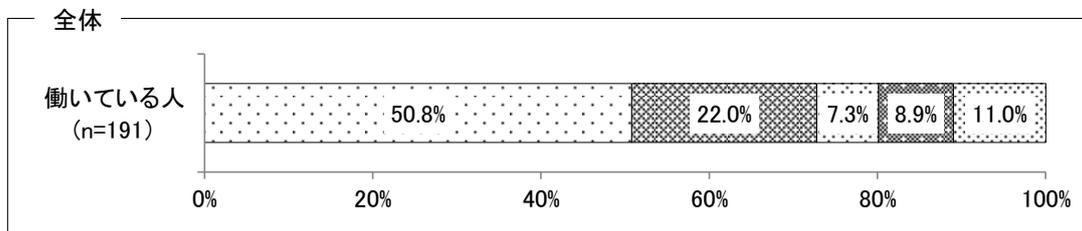
町民意識調査では、「家庭生活または地域活動にも携わるが、仕事を優先させている」は、男性61.3%、女性43.9%であり、男性が17.4ポイント上回っています。

また、「仕事と生活の調和の促進に必要なこと」については、第1位が「労働時間の短縮及び休暇制度の充実・普及」(37.3%)、第2位「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備(代替要員の確保など)」(36.0%)、第3位「育児や介護のために退職した職員の復職、または再就職が可能となるような制度の導入」(28.7%)となっています。このことを女性の回答でみると、全体と概ね同じ傾向を示しています。

男女がともに働きやすく、健康で自己実現を可能とする社会を築くためには、行政、企業、労働者などが連携し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に取り組むことが重要です。中でも、仕事と生活の調和について、町民一人ひとりの意識改革が何よりも大切であるため、啓発活動の展開が必要です。

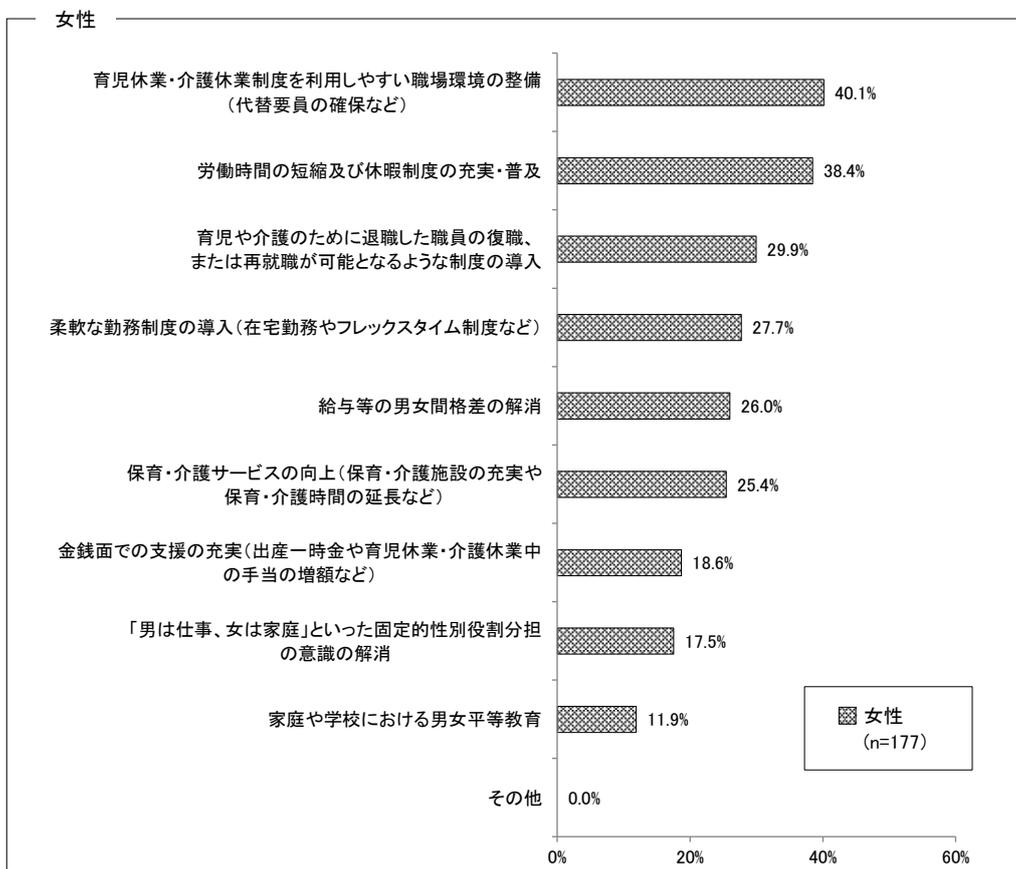
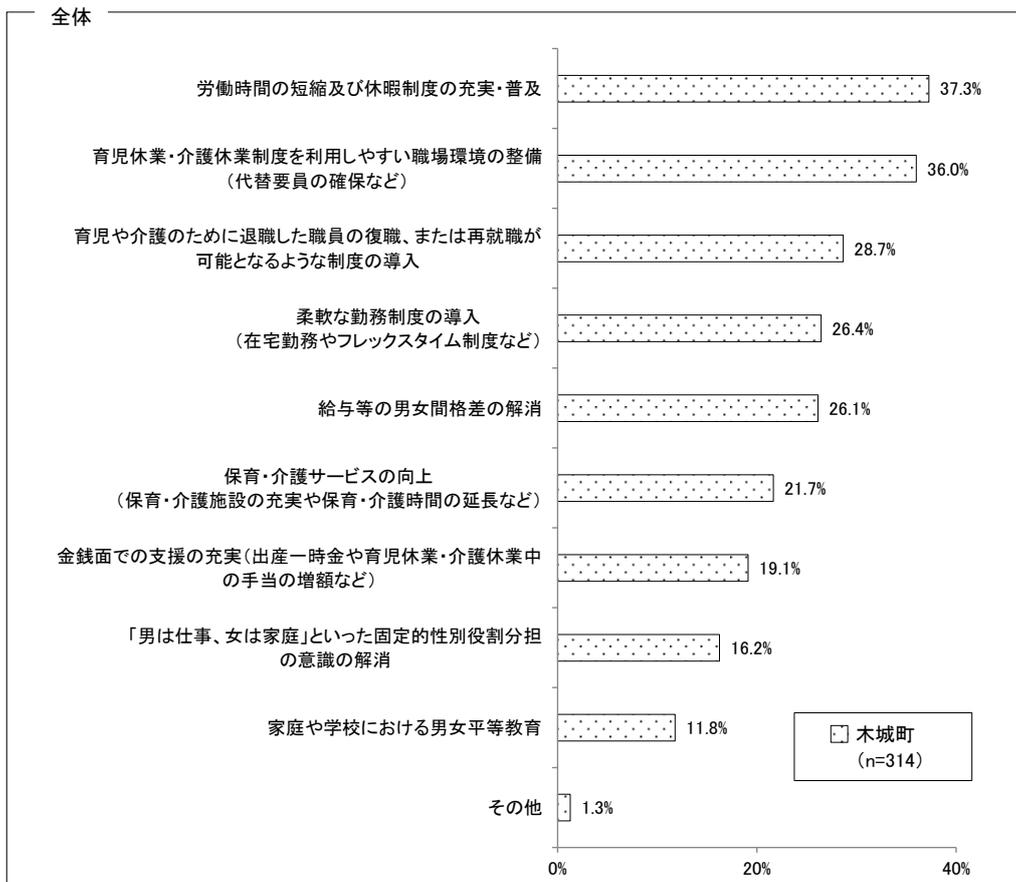
<仕事と家庭生活・地域活動のバランス(現在働いている人)>

- 家庭生活または地域活動にも携わるが、仕事を優先させている
- ▨ 家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させている
- ▤ 仕事にも携わるが、家庭生活または地域活動を優先させている
- わからない
- ⊞ 無回答



資料:平成29年木城町男女共同参画基本計画作成のための町民意識調査

＜仕事と生活の調和の促進に必要なこと＞



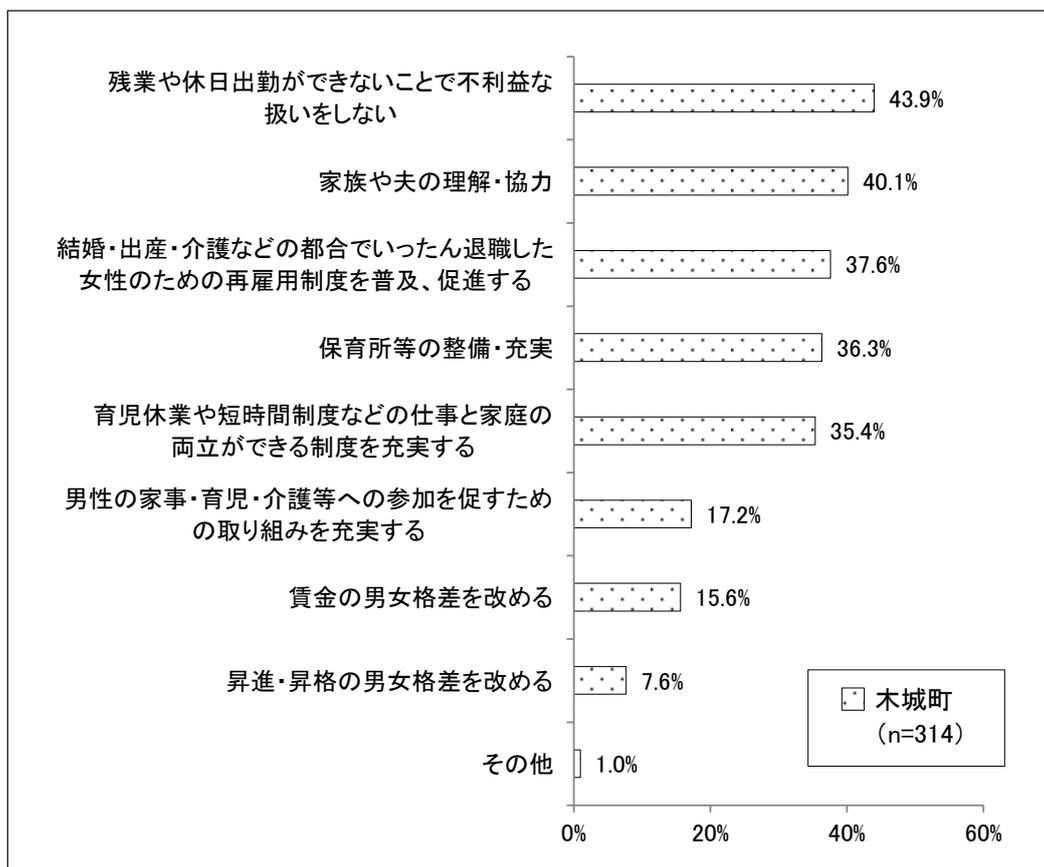
資料：平成 29 年木城町男女共同参画基本計画作成のための町民意識調査

<施策の方向>

⑬仕事と家庭の両立支援

- 男女が協力して仕事と家庭の両立を可能とするために家族の理解と協力の気運が高まるように「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の啓発活動を推進します。
(総務財政課)
- 町役場が率先して職員の仕事と子育てや介護の両立支援に取り組むことにより、企業・事業所等の取り組みを促進します。(総務財政課)
- 仕事と家庭の両立が可能となるよう、イクメン・イクボス(※11)の普及に努めます。
(総務財政課)

<女性が結婚・出産後も働き続けるために必要な対策> (再掲P21)



資料:平成 29 年木城町男女共同参画基本計画作成のための町民意識調査

⑭子育て及び介護支援の充実

- 親等の育児・保育への不安を解消するため、一時預かり保育事業、育児等支援事業を推進するなど、子育て支援サービスの充実に努めます。(福祉保健課)
- 企業・事業所等に対して、育児休業・介護休業制度が利用しやすい雰囲気づくりを県等関係機関と連携し、推進を図ります。(総務財政課)
- 男性の育児、介護への参画を促進するため、育児休業制度及び介護休業制度の利用促進、情報の提供、各種講座の開催等に努めます。(総務財政課)
- 子どもへの虐待防止のため、教育・保健・福祉等の関係機関が情報を共有しながら防止に努めます。(教育課、福祉保健課)
- 安心して介護サービスを利用できるよう、施設の整備、サービスの内容の充実、情報の提供等に努めます。(福祉保健課)
- 地域包括支援センターを中心に各種の相談に対応できる体制の充実に努めます。(福祉保健課)

<一時預かり保育事業>

(件数)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施保育所数	2	2	2	2	2

出典:木城町

<育児等支援事業(子育て講座・相談等)>

(件数・利用者数)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
開催数	15	16	15	16	16
利用者数	190	106	109	114	120

出典:木城町

<要介護認定者数>

(人数)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
要支援1	55	40	32	24	21
要支援2	52	65	61	54	49
要介護1	58	54	58	62	61
要介護2	39	46	56	61	59
要介護3	36	39	37	36	43
要介護4	36	42	41	45	45
要介護5	35	29	38	38	34

出典:木城町

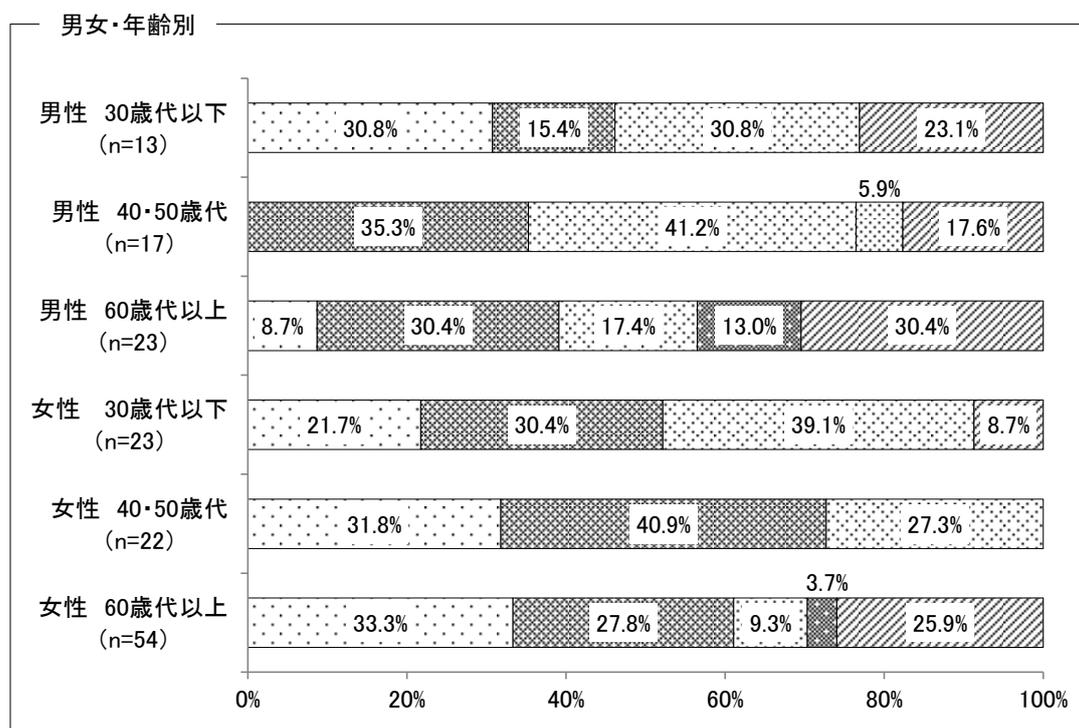
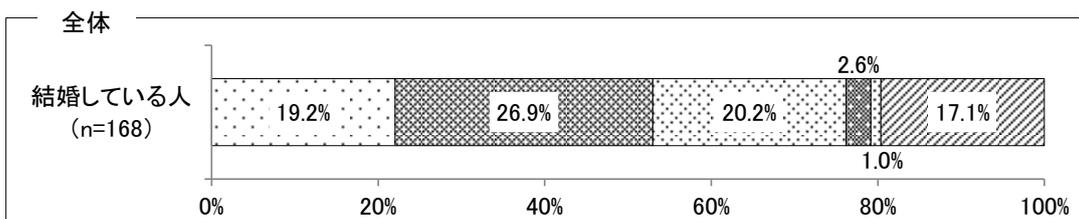
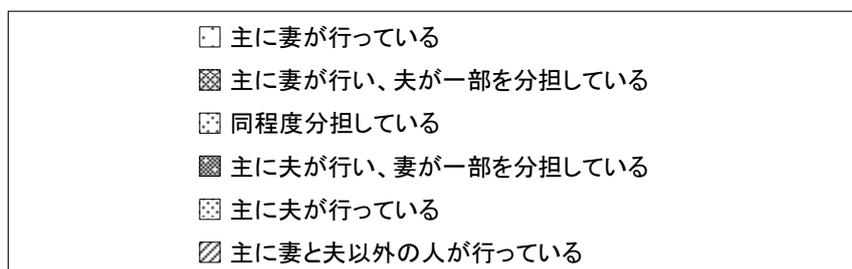
⑮男性も「子育て」「介護」「地域活動」等への参加の促進

○男女が相互に協力し、家事、育児、介護、地域活動への参画を促進するための広報・啓発活動を展開します。(総務財政課)

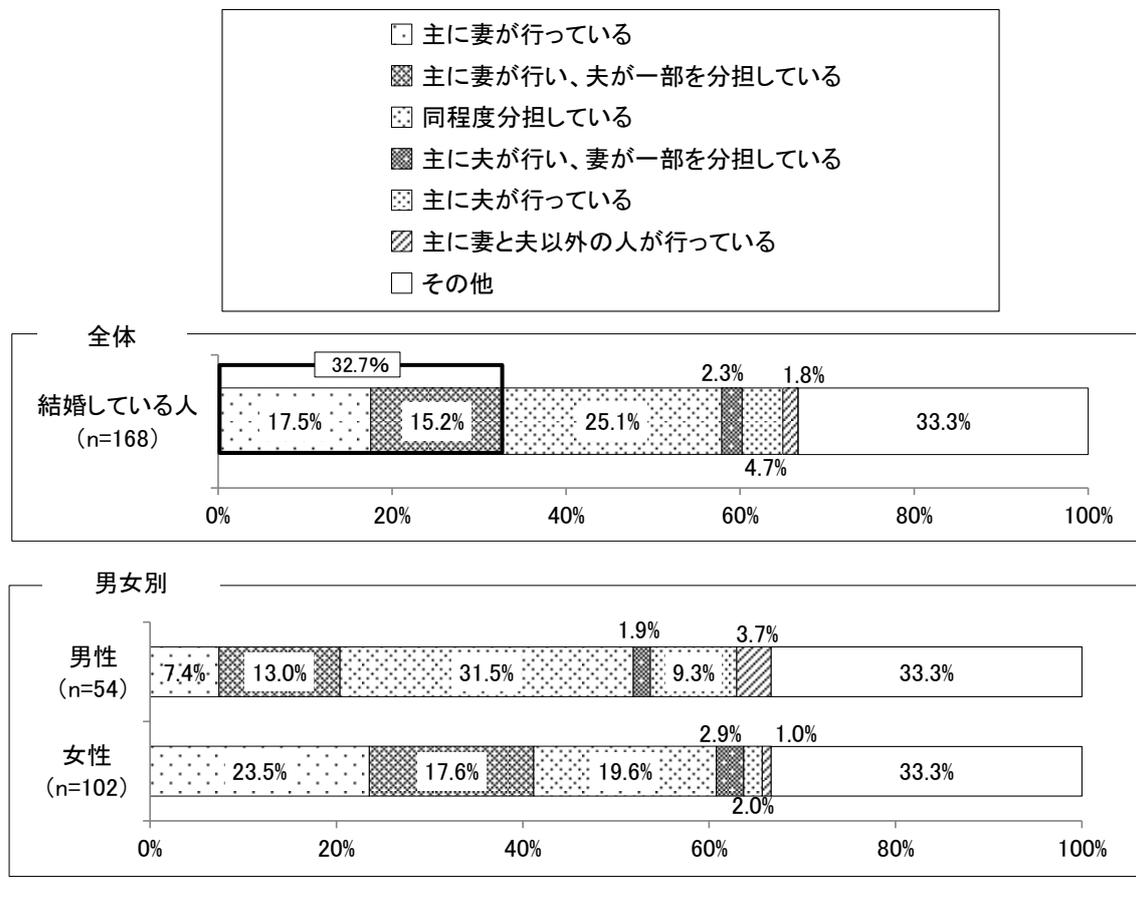
○県等と連携して、イクメン・イクボスの普及をはじめ、男性の働き方の見直しや多様な働き方について考える気運の醸成に取り組みます。(総務財政課)

<家庭における妻と夫の役割分担>(回答者は結婚している人)

(1) 育児・子どものしつけ



(2) 親の世話・介護



資料: 平成 29 年木城町男女共同参画基本計画作成のための町民意識調査

指標項目	基準値		目標値		所管課
	年度	数値	年度	数値	
子育て講座・相談等への参加者数	平成28年度	114人	平成35年度	140人	福祉保健課
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の認知度(%)	平成29年度	25.2%	平成35年度	50%	総務財政課
木城町役場男性職員の配偶者出産休暇・子の看護休暇取得率(%)	平成28年度	36.8%	平成35年度	85%	総務財政課

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる基盤づくり

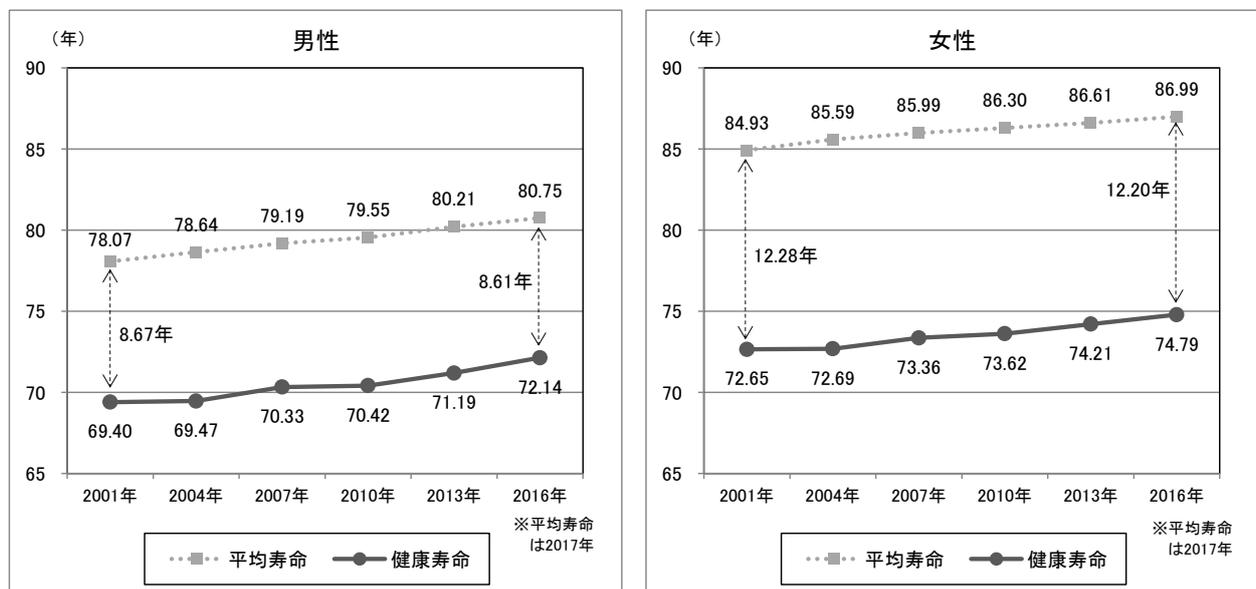
高齢化が進行する中で、平均寿命の延長に加えて健康寿命(健康で日常生活に制限のない期間)について関心が高まっています。最新の都道府県別ランキング(厚生労働省:都道府県別健康寿命ランキング2016)では、全国平均は男性72.14歳、女性74.79歳であり、宮崎県は男性72.05歳(23位)、女性74.93歳(25位)となっています。

こうした中で、高齢化社会が活力ある社会であるためには、高齢期の男女が仕事や仕事以外の様々な場面で自立した社会参画が促進される必要があります。

このため、性別や年齢に基づく固定的な見方や偏見を除去し、高齢者や障がいのある人も社会を支える一員として認識して、ノーマライゼーション(※12)の理念のもと、健康で安心して日常生活を送ることができるような支援対策の構築に努めます。

また、男女がそれぞれの身体的特徴を理解し合い、人権を尊重し、思いやりをもって健康寿命を伸ばしていく必要があります。特に女性は、妊娠・出産をする可能性もあることから、身体的変化の過程や母性保護等に関する正しい知識の普及をはじめ、生涯を通じた女性の健康支援に取り組みます。

＜日本人の平均寿命と健康寿命＞



出典:平成28年版厚生労働白書(P13)に2016年を加筆して作成

重点分野7 一人ひとりが暮らしやすい環境の整備

<現状と課題>

高齢化が進行する中で、本町における高齢者人口は、平成28年度10月1日現在で1,786人（高齢化率34.5%）です。高齢化率は、県全体（30.3%）と比べて4.2ポイント上回っています。

また、一人暮らしの高齢者数（65歳以上）は、平成29年度は298人で年々増加傾向にあります。（P33）

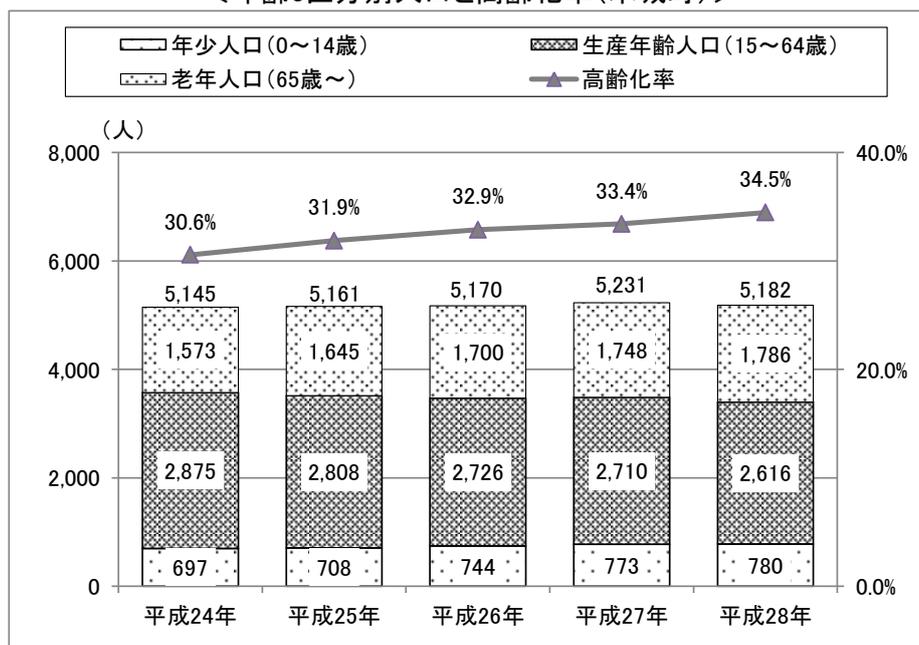
高齢化の進行は、今後も続くことが予測されていますが、平均寿命、健康寿命の延伸は望ましいことであり、高齢者を支えられる側に位置づけるのではなく、社会を支える重要な一員として考え、雇用、学習、スポーツ、ボランティア活動等の様々な分野で社会参画を促進することが必要です。

例えば、本町の農業就業者のうち、65歳以上（230人）が46.5%（全体495人）（平成27年度国勢調査）であり、農業の重要な担い手となっています。なお、シルバー人材センター登録者数、老人クラブ加入者数は微減傾向にありますが、加入の促進が必要です。

こうした中で、介護を必要とする人の数は、本町では（P28、表 要介護認定者数）のとおり、横ばいなし、微増で推移しています。介護の担い手は、一般的に家庭が中心となっていますが、その中核は町民意識調査によると「主に妻」（「主に妻が行っている」と「主に妻が行い、夫が一部を分担している」の計）が32.7%（P30：親の世話・介護）で、負担が女性に偏っている課題があります。

また、障がい者、ひとり親世帯など、生活上の様々な困難（就業、住居、教育など）を抱える人々への配慮や支援も必要です。

<年齢3区分別人口と高齢化率（木城町）>



資料：木城町

＜一人暮らし高齢者等人数(65歳以上)＞

(人数)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
人数	-	266	265	285	298

資料: 木城町

＜シルバー人材センター登録者数の推移＞

(人数)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
登録者数	53	52	50	36	42
うち女性の人数	20	20	19	17	18

資料: 木城町

＜老人クラブ加入者数＞

(人数)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
加入者数	683	636	584	555	512
うち女性の人数	406	386	350	328	308

資料: 木城町

＜障がい者手帳所持者の数の推移＞

(人数)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
身体障害者手帳	323	336	323	324	330
療育手帳	57	60	63	67	65
精神障害者保健福祉手帳	36	47	54	56	60
合計	416	443	440	447	455

資料: 木城町

＜ひとり親世帯＞

(世帯)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
母子世帯	102	106	98	92	86
父子世帯	10	8	7	7	8
合計	112	114	105	99	94

資料: 木城町

＜施策の方向＞

⑩高齢者・障がい者等の生活や社会参画に対する支援

- 高齢者・障がい者等の男女共同参画は、みんなで支え合う社会づくりの大きな力になるという意識改革に向けた啓発に努めます。(総務財政課、福祉保健課)
- 高齢者・障がい者等の生きがいづくり、社会参加等を促進する情報の提供、相談サービスの充実に努めます。(福祉保健課)
- 高齢者の雇用機会の拡充に向けて、シルバー人材センターなど関係機関との連携に努めます。(福祉保健課)
- 障がい者のニーズに応える福祉サービスの提供を促進します。(福祉保健課)
- 公共施設等のバリアフリー化に努め、障がい者等が暮らしやすい環境づくりを促進します。(環境整備課、総務財政課)
- 年齢や性別、障がいの有無、国籍など個人の特性にかかわらず、誰もが生活しやすいユニバーサルデザイン(※13)の考え方の普及・啓発に努めます。(総務財政課、町民課)

⑪ひとり親家庭等の生活安定と自立支援

- ひとり親家庭の経済的な自立を促進するため、関係機関と連携を図り、情報の提供、相談、キャリアアップ(※14)の支援などに努めます。(福祉保健課)
- 医療費の自己負担分を助成するなど、経済的支援に取り組みます。(福祉保健課)
- ひとり親家庭が抱えている育児・教育・健康など様々な課題の解決に向けて、早期発見・早期対応、支援に至るまでの切れ目のない相談体制づくりに国・県など関係機関と連携して取り組みます。(福祉保健課、教育課、町民課)

指標項目	基準値		目標値		所管課
	年度	数値	年度	数値	
シルバー人材センター登録者数(人)	平成28年度	36人	平成35年度	55人	福祉保健課
老人クラブ加入者数(人)	平成28年度	555人	平成35年度	600人	福祉保健課
公共施設等のバリアフリー化率(%)	平成27年度	26.5%	平成35年度	30%	環境整備課 教育課 総務財政課 まちづくり推進課 産業振興課 町民課

重点分野8 生涯にわたる健康づくり支援

<現状と課題>

男女がそれぞれの性に関わる身体的特徴を十分に理解し合い、相手に対する思いやりをもって、生涯にわたり心身ともに健康であることは、男女共同参画社会を形成していく上での基本的条件です。特に女性は妊娠や出産の可能性があるなど、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することについて、十分な配慮が必要です。

女性の疾病予防の観点から本町の健康受診率をみると、子宮頸がん・乳がんとも低調に推移しており、課題があります。

また、生活習慣病(※15)の目安となる特定健診の受診率(男女)の推移は、やや上昇傾向にありますが、50%台にとどまっています。

このようなことから、健康維持・増進に向けてライフステージに応じた健康診断、健康教育、健康相談等の充実など、生涯にわたる健康支援に取り組むことが求められています。

また、国際会議(1999年)で提唱された「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」(※16)の考え方に配慮し、例えば、出産については、子どもを持つか持たないかを女性自身が選択できる権利を尊重することが必要です。

なお、町民意識調査において「女性が生涯にわたり健康であるために大事なこと」として、女性は第1位「女性の医師が診察を行う『女性専用外来』を充実させる」(45.2%)、第2位「女性の心や身体の健康の問題に関する専門の相談窓口を整備する」(36.7%)、第3位「学校教育の場で、男女平等の精神を基にした性教育を行う」(29.4%)となっています。

<検診・健診実施状況>

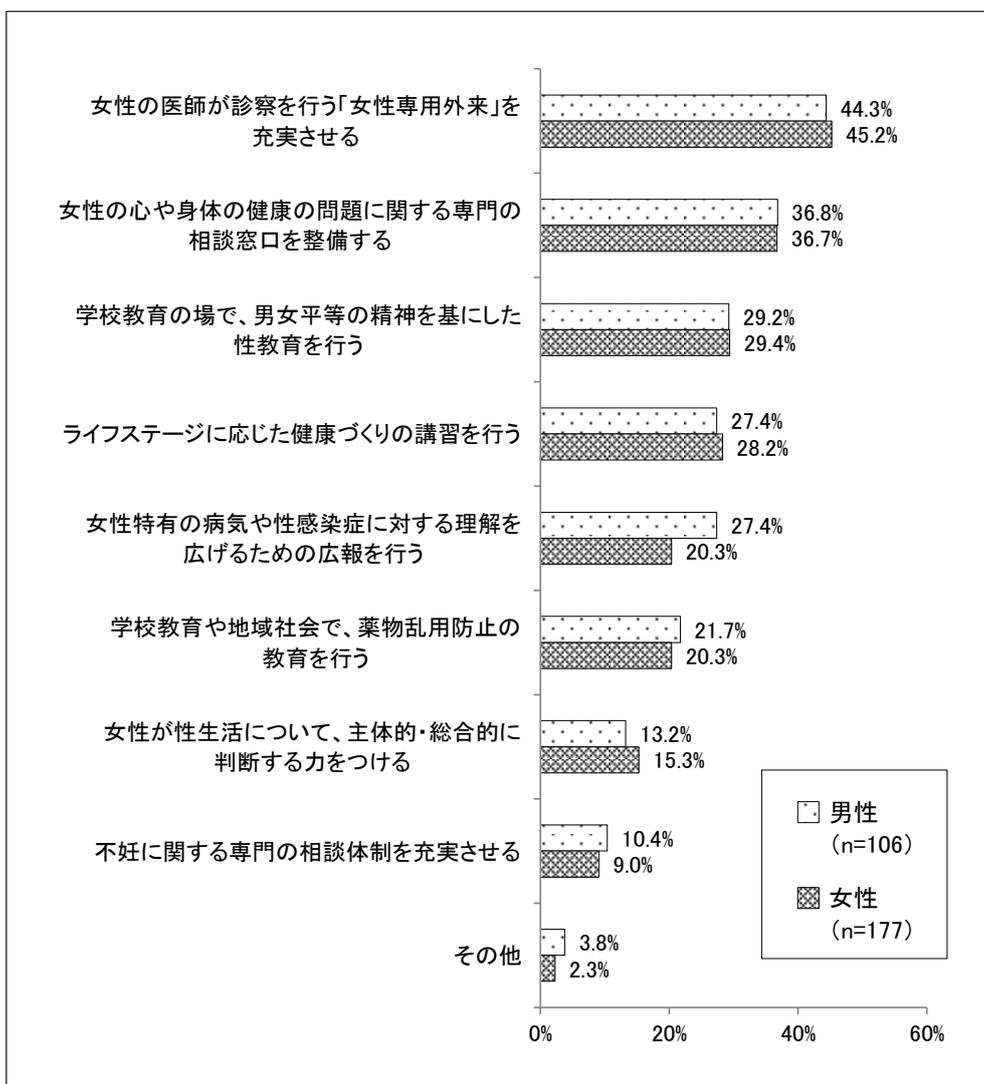
(人数・%)

	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者 (見込み)	受診率
結核	929	717	77.2%	986	622	63.1%	1,080	484	44.8%	1,737	1,324	76.2%	1,918	1,400	73.0%
肺がん				1,903	76	4.0%	1,480	83	5.6%	1,534	66	4.3%	1,517	80	5.3%
胃がん	3,080	245	8.0%	3,702	133	3.6%	3,015	74	2.5%	3,410	93	2.7%	3,435	100	2.9%
子宮頸がん	2,247	329	14.6%	3,002	273	9.1%	2,217	263	11.9%	2,332	256	11.0%	2,335	300	12.8%
乳がん	1,714	260	15.2%	2,327	176	7.6%	1,703	225	13.2%	1,849	234	12.7%	1,861	250	13.4%
大腸がん	3,130	474	15.1%	3,749	409	10.9%	3,083	426	13.8%	3,410	417	12.2%	3,435	420	12.2%
6か月児	22	13	59.1%	31	24	77.4%	23	18	78.3%	26	14	53.8%	25	15	60.0%
1歳6か月児	57	52	91.2%	65	48	73.8%	55	52	94.5%	47	43	91.5%	48	48	100.0%
3歳児	69	65	94.2%	60	50	83.3%	63	63	100.0%	60	57	95.0%	59	59	100.0%
特定健診	1,203	590	49.0%	1,197	632	52.8%	1,146	639	55.8%	1,083	553	51.1%	1,084	610	56.3%

資料:木城町

参考:宮崎県は子宮頸がん検診受診率41.8%(H28年度)、乳がん検診受診率44.7%(H28年度)

＜女性が生涯にわたり健康であるために大事なこと＞



資料：平成 29 年木城町男女共同参画基本計画作成のための町民意識調査

＜施策の方向＞

⑱生涯を通じた健康の保持・増進対策の推進

- 女性がライフステージに応じた健康管理ができるよう、情報提供、健康教育を推進します。
(町民課、福祉保健課)
- 女性特有の健康問題やこころの問題に対処するため、高鍋保健所や医療機関などの関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。(町民課、福祉保健課)
- 体力や健康の維持・増進に向けて、スポーツ活動への参加を促進します。
(町民課、福祉保健課)
- 喫煙(受動喫煙を含む)や飲酒が健康に及ぼす悪影響についての情報提供に努めます。
(福祉保健課、町民課)
- 性感染症や薬物乱用防止について、学校、職場、家庭などで啓発活動を促進します。
(福祉保健課、町民課、教育課)

⑲性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援

- リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の概念についての理解を深めるための情報提供、啓発活動に努めます。(総務財政課)
- 性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する正しい知識を浸透させるため、各種講座を開催するなど、啓発活動に努めます。(教育課、福祉保健課)
- 学校において子どもの発達段階に応じた性に関する指導に取り組みます。(教育課)

⑳各種健康診断の充実と受診率の向上

- 女性特有の疾病予防と早期発見のため、子宮頸がん、乳がんなどの検診受診率の向上対策に取り組みます。(町民課、福祉保健課)
- 高血圧症、糖尿病など生活習慣病を予防するため、特定健診受診率の向上対策に取り組みます。(町民課、福祉保健課)

指標項目	基準値		目標値		所管課
	年度	数値	年度	数値	
子宮頸がん検診受診率(%)	平成28年度	11.0%	平成35年度	20%	福祉保健課
乳がん検診受診率(%)	平成28年度	12.7%	平成35年度	20%	福祉保健課
特定健診受診率(%)	平成28年度	51.1%	平成35年度	60%	町民課

参考:宮崎県は子宮頸がん検診受診率41.8%(H28年度)、乳がん検診受診率44.7%(H28年度)

基本目標Ⅳ 人権を侵害するあらゆる暴力を許さないまちづくり

(木城町 DV 防止基本計画)

すべての暴力は重大な人権侵害であり、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に女性は、配偶者等からの暴力(DV/ドメスティック・バイオレンス)の被害者や性犯罪の被害者になることが多く、その被害は潜在化、深刻化しやすい傾向にあります。

女性に対する暴力は犯罪行為となるものを含むとともに、男女の人権の尊重に反する行為であり、男女共同参画社会の形成に向けて克服すべき重要な課題です。

このため、配偶者等からの暴力(DV)、性犯罪、売買春、ストーカー行為、セクシャル・ハラスメントなど、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動の推進及び被害者の支援に行政・事業者・地域等が情報の共有と連携により、一体となって取り組みます。

また、すべての暴力は「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」ことの認識など、人権問題に関する町民の意識を深め、人権を侵害するあらゆる暴力を許さないまちづくりに取り組みます。

木城町男女共同参画推進条例

第8条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

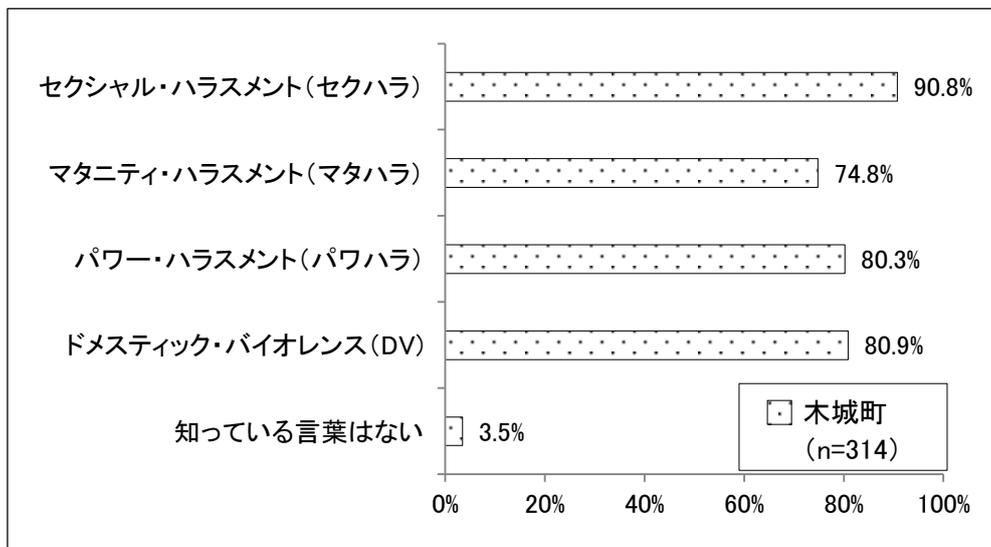
- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシャル・ハラスメント(※17)
- (3) マタニティ・ハラスメント(※18)
- (4) パワー・ハラスメント(※19)
- (5) ドメスティック・バイオレンス(※20)

重点分野9 配偶者等からの暴力(DV)の防止

<現状と課題>

町民意識調査によると、ドメスティック・バイオレンス(DV)、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントについての言葉の認知度は高い状況(全体の平均80%程度)にあります。

<言葉の認知度(見たり、聞いたりしたことがある)>



資料:平成29年木城町男女共同参画基本計画作成のための町民意識調査

法整備の面では、平成12年「ストーカー規制法」(平成29年一部改正)、平成13年「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成25年一部改正)及び、セクハラについては「男女雇用機会均等法」の改正(平成18年)により事業主の配慮義務を求めるなど、対策の充実が図られてきています。

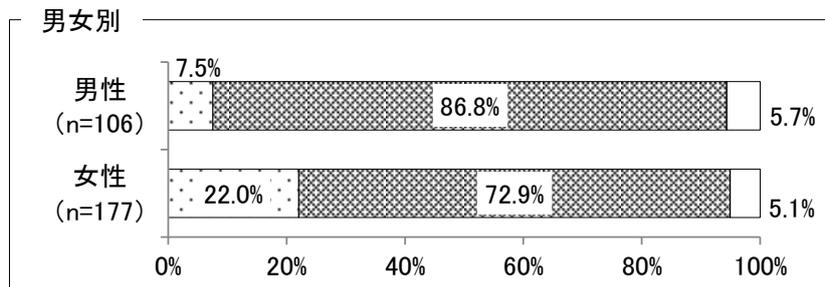
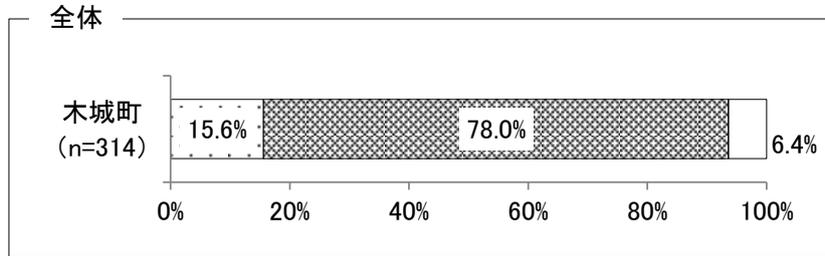
しかし、一方では暴力に直接関わりのない人には、DVは単なる夫婦げんかとか、一部の限られた人の問題と思われがちであることも否めません。また、スマートフォンやインターネットの普及により、女性に対する暴力は多様化しています。

町民意識調査で「配偶者等から暴力を受けた経験がある」との回答は15.6%(県30.9%)であり、女性が22.0%(県39.4%)、男性が7.5%(県21.6%)となっています。(県は、「平成27年宮崎県男女共同参画社会づくりのための意識調査」より)

DVを受けた内容については、最も多かったのは、「大声で怒鳴られた」(女性51.3%)ですが、女性の43.6%は「医師の治療が必要とならない程度の暴力を受けた」と回答しています。

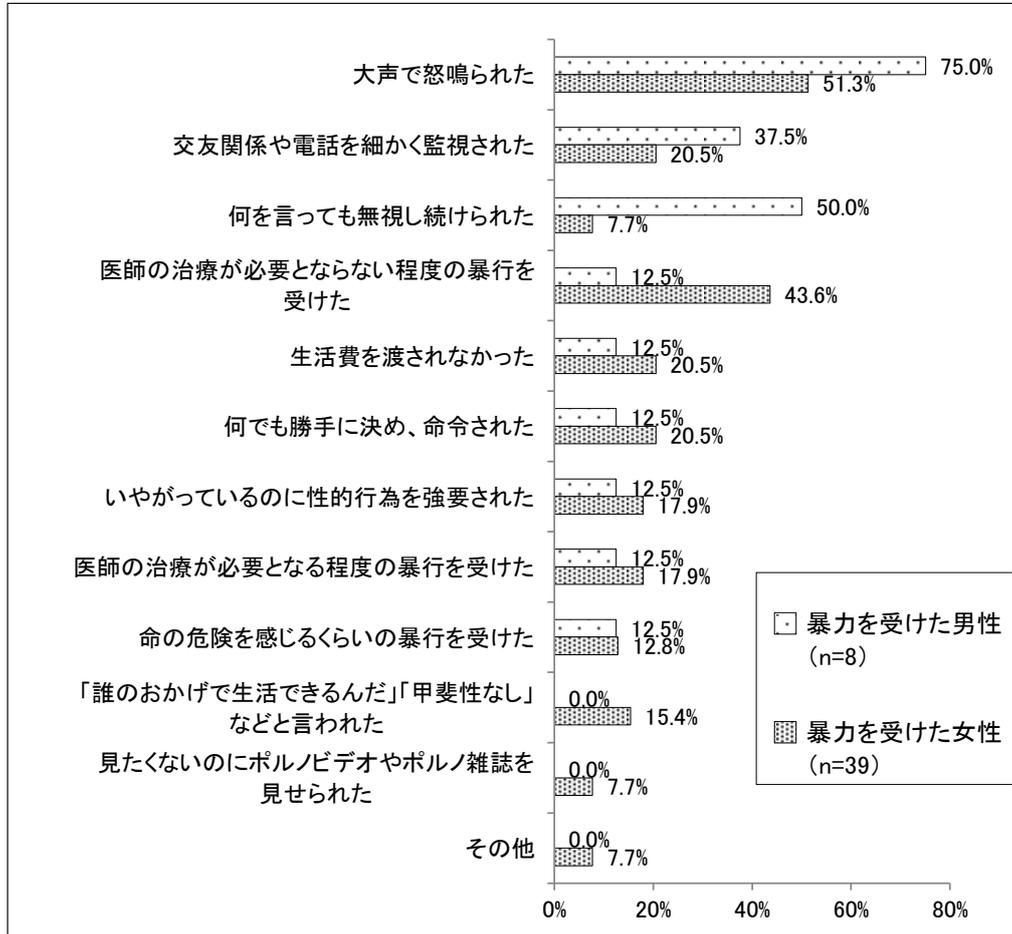
このような状況を踏まえ、女性に対する暴力を根絶するため、暴力の背景や構造について正しい理解を広めるとともに、町民一人ひとりがDV、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為等の問題に関心を深め、暴力の防止に取り組むことが必要です。

<DVを受けた経験の有無>



資料：平成 29 年木城町男女共同参画基本計画作成のための町民意識調査

<DVの内容(男女別)>



資料：平成 29 年木城町男女共同参画基本計画作成のための町民意識調査

＜施策の方向＞

①DV防止の啓発

- DVは身体的暴力だけでなく、精神的暴力(暴言、無視など)、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為を強制するなどの性暴力、メール等の着信履歴のチェックなどの行動制限などもあり、DVについての知識の普及・啓発に取り組みます。
(福祉保健課、総務財政課)
- 「女性に対する暴力をなくす運動」期間のほか、様々な機会に女性に対する暴力を許さない社会環境づくりに向けた広報・啓発活動を推進します。(福祉保健課、総務財政課)
- 女性がDVの加害者になるケースを防止するための啓発に努めます。
(福祉保健課、総務財政課)
- 中高生及び大学生等の若年層を対象に交際相手からの暴力(デートDV)(※21)の防止に関する広報・啓発活動を推進します。(福祉保健課、総務財政課)

②各種ハラスメントやストーカー対策の推進

- 宮崎労働局等と連携して、事業所等でセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止対策が促進されるよう啓発に努めます。(総務財政課)
- 学校におけるセクシャル・ハラスメント防止に向けた研修会等の実施に取り組みます。
(教育課)
- ストーカー行為は、犯罪となる重大な人権侵害であることの周知・啓発に努めます。
(総務財政課)

＜DV、セクシャル・ハラスメント防止等の研修会の開催回数の推移＞

(回数)					
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
開催数	0	0	0	1	1

資料：木城町

指標項目	基準値		目標値		所管課
	年度	数値	年度	数値	
DV防止法の認知度(%)	平成29年度	*65.3%	平成35年度	70%	福祉保健課 総務財政課

※平成 29 年木城町男女共同参画基本計画作成のための町民意識調査より

重点分野10 DV被害者の保護と支援

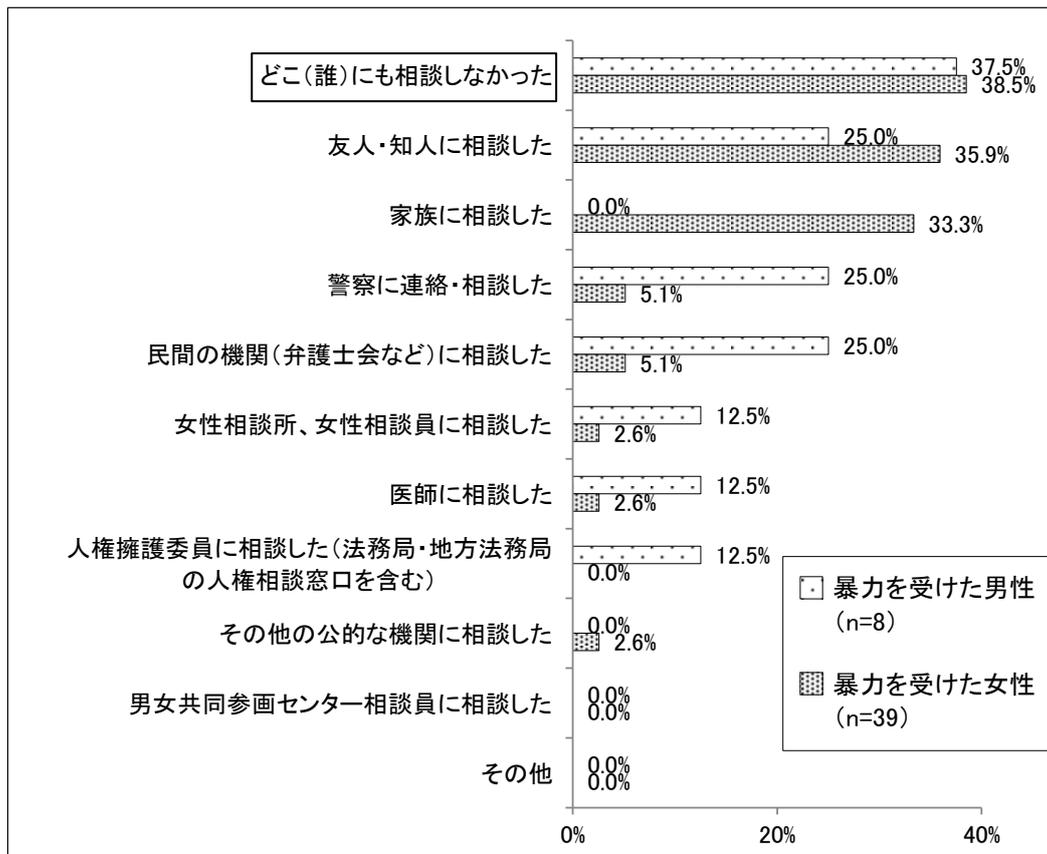
<現状と課題>

DVは家庭内で行われることが多く、被害者が諸事情により相談や支援を求めないケースが多いのが実情です。このため、外部から発見することは困難な状況があり、潜在化している場合が少なくありません。このようなことから、表面化した際には深刻化していたり、子どもにも悪影響を及ぼしているケースもあります。

町民意識調査では、DVを受けた際の対応について、被害女性の38.5%は「どこ(誰)にも相談しなかった」としています。その理由は「自分さえ我慢すれば、このままなんとかやっていけると思ったから」「他人を巻き込みたくなかったから」「恥ずかしくて誰にも言えなかったから」(それぞれ46.7%)となっています。

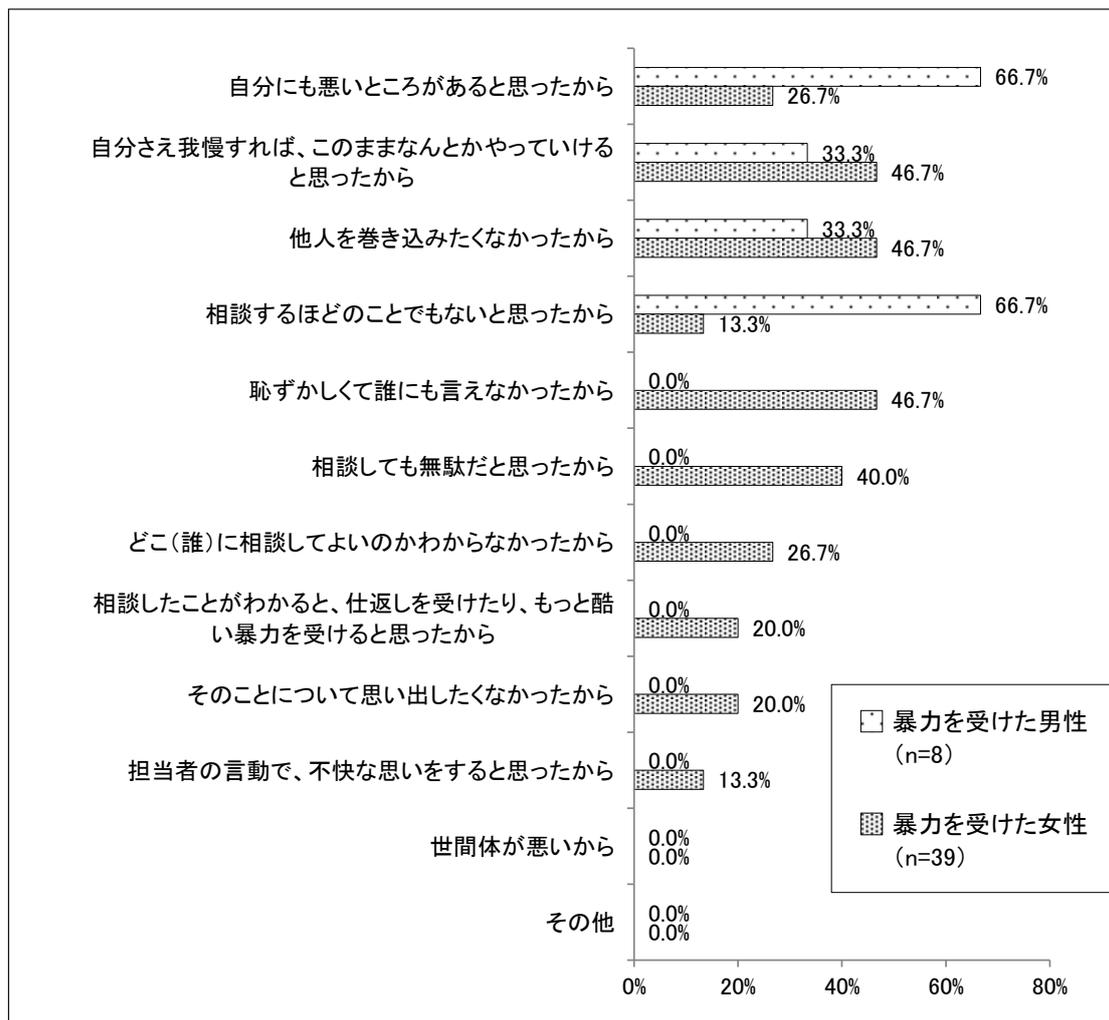
このような現況を踏まえ、相談しやすい窓口の設置など、DV被害者の保護・支援のための仕組みづくりが必要です。

<DV被害者の対応(男女別)>



資料:平成 29 年木城町男女共同参画基本計画作成のための町民意識調査

＜DV被害者がどこ(誰)にも相談しなかった理由(男女別)＞



資料:平成 29 年木城町男女共同参画基本計画作成のための町民意識調査

指標項目	基準値		目標値		所管課
	年度	数値	年度	数値	
DV相談窓口・支援体制の 広報(回)	平成28年度	0回	平成35年度	5回	福祉保健課 総務財政課

＜施策の方向＞

⑬被害者の早期発見のための環境づくり

- DV被害者の早期発見・早期対応から相談・支援に至るまでの仕組みをつくとともに、町・警察・女性相談所(県)等が情報の共有や提供に努めます。(福祉保健課)

⑭相談・支援体制の充実

- DV被害者の置かれた多様な状況に適切に対応するため、相談窓口の明確化、支援に携わる職員の資質の向上、関係機関の緊密な連携など、支援体制の充実に努めます。(福祉保健課)
- DV相談窓口を町民に周知するための広報活動を推進します。(福祉保健課)
- DV被害者が経済的不安によりDVから逃れることをためらっている場合は、被害者の保護や経済的支援などについて、県及び関係機関と連携して支援に取り組みます。(福祉保健課)

重点分野11 男女の人権の尊重

<現状と課題>

すべての暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害で許されるべきものではありません。

このため暴力防止に向けて法律も徐々に整備されてきていますが、女性がDVや性犯罪の被害者になることが少なくない状況にあります。この背景には「男は仕事、女は家庭」といった考え方、固定的な性別役割分担意識、男女の経済力の格差などの問題があると指摘されています。

また近年、ゲームソフトやインターネット上における過激な暴力等の表現には人権侵害となるものがあります。パソコンやスマートフォンの普及により、子どもに深刻な問題(例えば性犯罪被害)を発生させるなど社会問題化しています。

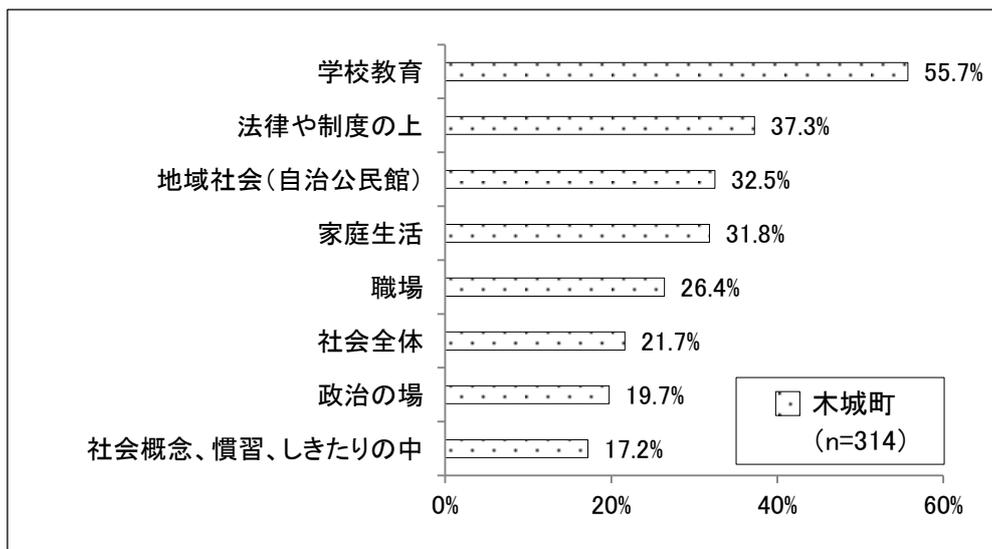
町民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」と考えている(→賛成)男性は23.6%、女性は20.9%となっています。(P5)

また、男女平等意識は、家庭、職場、地域などを分野別でみると、「男女は平等」と考えている人の割合は、「社会概念、慣習、しきたりの中」が17.2%、「政治の場」が19.7%、「職場」が26.4%となっており、低い状況にあります。

男女共同参画社会を形成するためには、暴力の根絶、男女平等、人権尊重は一人ひとりが取り組まなければならない課題です。

<分野別男女平等意識>

下記の分野で男女の地位が「平等」と考える人の割合



資料:平成29年木城町男女共同参画基本計画作成のための町民意識調査

＜施策の方向＞

㊸女性・子ども・高齢者等に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり

- 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、町民向け暴力防止啓発キャンペーンを実施します。(福祉保健課)
- インターネット上で顔を知らない人同士のつながりの広がり、性犯罪など暴力の発生件数を増加させており、中高生等の若年層を対象に交際相手からの暴力の防止に関する広報・啓発に努めます。(福祉保健課)
- インターネットやスマートフォン等の有害サイトから子どもを守るため、行政・警察・学校・職場等が連携して被害防止対策の構築に努めます。(福祉保健課、教育課)
- 子ども・高齢者・障がい者及び関係家庭への相談に適切に対応するため、虐待の発生子予防から早期発見・早期対応、保護・支援に至るまで、切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。このため、教育・福祉・医療・警察など、関係機関との連携を図り、情報の共有・提供に努めます。(福祉保健課、教育課、町民課)

㊹人権擁護の支援活動の充実

- 児童・生徒の心身の発達段階に応じた人権教育を推進します。(町民課、教育課、総務財政課)
- 行政・警察・地域・企業・学校が連携して子どもから大人までインターネットやスマートフォン等の有害サイトに対応する能力の向上、自他の権利を尊重して責任ある行動をとれる能力の育成に向けて、情報教育の充実、学習機会の拡充等に努めます。(教育課、まちづくり推進課)
- 家庭・地域における固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、啓発活動・学習機会の拡充等を推進します。(総務財政課)
- 地域(自治公民館)において、人権に関する講座や研修会を開催するなど、広報・啓発活動を推進します。(教育課、総務財政課)
- 町民が女性の権利に関して正しい知識を持つことができるように、女性の権利に関する法令(男女雇用機会均等法、女性活躍推進法など)等の周知に努めます。(総務財政課)

＜特設人権相談所開設日数＞

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
開催日数	5	5	5	5	5

(日)

資料:木城町

指標項目	基準値		目標値		所管課
	年度	数値	年度	数値	
人権に関する講座・研修会等(回)	平成28年度	1回	平成35年度	3回	総務財政課 町民課 教育課

第4章 計画の推進

1. 市内の推進体制

男女共同参画に関する施策は広範多岐にわたり、町行政のあらゆる分野に関係しています。また、すべての施策は男女共同参画の視点に配慮して立案、実施される必要があります。

このため、「木城町男女共同参画推進会議」において、関係課との連絡調整、情報共有を行い、計画の円滑な推進に努めます。

2. 計画の進行管理

施策の方向に掲げた指標について、その進捗状況を毎年度把握し、施策の妥当性や達成度を評価していきます。

3. 国・県・関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けて、本計画を計画的かつ総合的に推進するため、国・県・関係機関との連携に努めます。

4. 町民との協働による計画の推進

本計画の実効性を高めるために木城町男女共同参画推進条例の周知に努めるとともに、町民・地域活動団体等が取り組む課題の解決に向けて、連携・協働していきます。

施策指標一覧

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

重点分野1 男女共同参画意識の醸成

指標項目	基準値		目標値		所管課
	年度	数値	年度	数値	
「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識にとられない人の割合(%)	平成29年度	42.3%	平成35年度	60%	総務財政課
男女共同参画に関する講座・研修会等(回)	平成28年度	1回	平成35年度	3回	総務財政課 教育課

重点分野2 教育・学習を通じた男女共同参画の推進

指標項目	基準値		目標値		所管課
	年度	数値	年度	数値	
学校教育での男女の地位が平等になっていると感じる人の割合(%)	平成29年度	55.7%	平成35年度	70%	教育課
家庭での男女の地位が平等になっていると感じる人の割合(%)	平成29年度	31.8%	平成35年度	50%	総務財政課

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性活躍の場づくり(木城町女性活躍推進計画)

重点分野3 政策・方針決定の場への女性参画の推進

指標項目	基準値		目標値		所管課
	年度	数値	年度	数値	
町の審議会委員に占める女性の割合(%)	平成29年度 (平成29年4月1日現在)	22.0%	平成35年度	30%	全課
町職員の係長級以上に占める女性の割合(%)	平成29年度 (平成29年4月1日現在)	22.4%	平成35年度	30%	総務財政課
自治公民館長に占める女性の割合(%)	平成28年度	5.0%	平成35年度	10%	教育課

重点分野4 地域社会における男女共同参画の促進

指標項目	基準値		目標値		所管課
	年度	数値	年度	数値	
町内女性防災士数(人)	平成29年度	7人	平成35年度	15人	総務財政課
町内女性消防団員数(人)	平成28年度	2人	平成35年度	5人	総務財政課

重点分野5 就業環境の整備

指標項目	基準値		目標値		所管課
	年度	数値	年度	数値	
家族経営協定の締結数(件)	平成28年度までの累計	累計22件	平成35年度までの累計	累計26件	産業振興課
商工会女性部人数(人)	平成28年度	22人	平成35年度	25人	まちづくり推進課
女性認定農業者数(経営体)	平成28年度	6経営体	平成35年度	10経営体	産業振興課

重点分野6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進

指標項目	基準値		目標値		所管課
	年度	数値	年度	数値	
子育て講座・相談等への参加者数	平成28年度	114人	平成35年度	140人	福祉保健課
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の認知度(%)	平成29年度	25.2%	平成35年度	50%	総務財政課
木城町役場男性職員の配偶者出産休暇・子の看護休暇取得率(%)	平成28年度	36.8%	平成35年度	85%	総務財政課

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる基盤づくり

重点分野7 一人ひとりが暮らしやすい環境の整備

指標項目	基準値		目標値		所管課
	年度	数値	年度	数値	
シルバー人材センター登録者数(人)	平成28年度	36人	平成35年度	55人	福祉保健課
老人クラブ加入者数(人)	平成28年度	555人	平成35年度	600人	福祉保健課
公共施設等のバリアフリー化率(%)	平成27年度	26.5%	平成35年度	30%	環境整備課 教育課 総務財政課 まちづくり推進課 産業振興課 町民課

重点分野8 生涯にわたる健康づくり支援

指標項目	基準値		目標値		所管課
	年度	数値	年度	数値	
子宮頸がん検診受診率(%)	平成28年度	11.0%	平成35年度	20%	福祉保健課
乳がん検診受診率(%)	平成28年度	12.7%	平成35年度	20%	福祉保健課
特定健診受診率(%)	平成28年度	51.1%	平成35年度	60%	町民課

基本目標Ⅳ 人権を侵害するあらゆる暴力を許さないまちづくり

(木城町 DV 防止基本計画)

重点分野9 配偶者等からの暴力(DV)の防止

指標項目	基準値		目標値		所管課
	年度	数値	年度	数値	
DV防止法の認知度(%)	平成29年度	65.3%	平成35年度	70%	福祉保健課 総務財政課

重点分野10 DV被害者の保護と支援

指標項目	基準値		目標値		所管課
	年度	数値	年度	数値	
DV相談窓口・支援体制の 広報(回)	平成28年度	0回	平成35年度	5回	福祉保健課 総務財政課

重点分野11 男女の人権の尊重

指標項目	基準値		目標値		所管課
	年度	数値	年度	数値	
人権に関する講座 ・研修会等(回)	平成28年度	1回	平成35年度	3回	総務財政課 町民課 教育課

語句の説明

P1 ※1 男女共同参画社会

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のこと(男女共同参画社会基本法より)

P2 ※2 男女共同参画社会基本法

1999年(平成11年)に施行。男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために作られた。

P2 ※3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

2015年(平成27年)に施行。女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的に作られた。

P2 ※4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

2001年(平成13年)に施行。平成26年に3回目の改正が行われ施行された。女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナーからの暴力の防止、被害者の保護・支援を目的として作られた。

P5 ※5 固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」など、「女だから、男だから」という性別によって、役割や責任を分担するのが当然と考える意識

P8 ※6 多文化共生社会

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていける社会

P9 ※7 ジェンダー

生物学的な性差をセックスと呼ぶのに対し、社会的、文化的に形成された男女の違い。この場合の「ジェンダー」という用語自体には、良い悪いという価値判断は含まない。

P22 ※8 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

P22 ※9 農商工連携

農林水産業者と商工業者が連携し、相互の経営資源を活用して、新商品や新サービスを生み出すこと。

P22 ※10 6次産業化

生産物の価値を上げるため、農林漁業者(1次産業)が、農畜産物・水産物の生産だけでなく、食品加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)にも取り組むこと。

P27 ※11 イクメン・イクボス

子育てに積極的に関わる男性をイクメンと呼ぶ。そのイクメンを職場で支援するために、部下の育児休業取得を促すなど、仕事と育児を両立しやすい環境の整備に努めるリーダーをイクボスと呼ぶ。

P31 ※12 ノーマライゼーション

1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。高齢者や障がい者等社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

P34 ※13 ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障がいの有無、国籍などの個人の特徴にかかわらず、すべての人が利用できるように製品や建物、空間をデザインしようとする考え方。

P34 ※14 キャリアアップ

就業に役立つ知識や能力を高めることで、経歴・地位・給与を高めること。

P35 ※15 生活習慣病

「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する症候群」と定義されている。

P35 ※16 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の1つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等が含まれている。また、これらに関して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じて性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

P38 ※17 セクシャル・ハラスメント

性的いやがらせ。職場または教育現場において、優越的地位や継続的關係を利用して行われる相手方の意に反する性的な言動によって、相手方に不利益を与えたり、不快感を与えること。セクハラ。

P38 ※18 マタニティ・ハラスメント

職場において妊娠や妊婦に対して行われる嫌がらせのこと。マタハラ。

一方、職場において男性社員が育児休業等をとったりすることへの妨害、ハラスメント行為をパタニティ・ハラスメント(パタハラ)と言う。

P38 ※19 パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。パワハラ。

P38 ※20 ドメスティック・バイオレンス

配偶者等からの暴力、DV(Domestic violence)とも言われる。配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あったものからふるわれる暴力のこと。

P41 ※21 交際相手からの暴力(デートDV)

主に恋人間で起こるDV(ドメスティック・バイオレンス)を言う。

木城町男女共同参画推進条例

(平成29年 3月21日)
(条例第 1 号)

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 性別にかかわらず一人一人が個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって一人一人が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 町民 町内に居住する者又は滞在する者（通勤、通学等で滞在する者をいう。）をいう。
- (4) 事業者 町内において、営利、非営利を問わず、あらゆる活動又は事業を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、教育活動を行う者をいう。
- (6) セクシャル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動により、相手の尊厳を傷つけ、不利益を与える行為をいう。
- (7) マタニティ・ハラスメント 妊娠又は出産を理由に、相手に精神的又は身体的苦痛を与え、解雇等の不利益を与える行為をいう。
- (8) パワー・ハラスメント 職場での優位性を背景に業務の適正な範囲を超えて、相手に精神的又は身体的苦痛を与える行為をいう。
- (9) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与えられる暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 性別にかかわらず個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく個人としての能力を発揮する機会が確保され、互いの人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること。
- (3) 性別にかかわらず一人一人が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意志の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

- (4) 家族を構成する一人一人が相互協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動と家庭生活以外の学校、職場、地域等における活動とを両立できるようにすること。
- (5) 男女が互いの性を尊重し、生涯にわたり共に心身の健康な生活を営むことができること。
- (6) 学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における教育について、その促進が配慮され、すべての人に生涯にわたる男女共同参画に関する教育及び学習の機会が確保されること。
- (7) 国際社会における取組と密接な関係があることから、国際理解及び国際協力の理念の下に行われるよう配慮すること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、かつ、実施しなければならない。

- 2 町は、町行政のあらゆる分野において、施策を策定し、及び実施するにあたっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

- 2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動を行うにあたり、男女が共同して参画する機会を確保するよう努めるとともに、就業と家庭生活の両立ができる環境の整備に努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、理念にのっとり、男女共同参画の推進に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

- 2 教育に携わる者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別等による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシャル・ハラスメント
- (3) マタニティ・ハラスメント
- (4) パワー・ハラスメント
- (5) ドメスティック・バイオレンス

(男女共同参画基本計画)

第9条 町長は、男女共同参画の推進に関して、総合的かつ計画的に施策を実施するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 町長は、基本計画を策定しようとするときは、第16条に規定する木城町男女共同参画推進審議会に諮問しなければならない。

3 町長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(町民、事業者及び教育に携わる者の理解を深めるための措置)

第10条 町は、町民、事業者及び教育に携わる者(以下「町民等」という。)の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報、啓発及び教育を行うものとする。

(町民等への支援)

第11条 町は、町民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(相談等の処理)

第12条 町は、第8条各号に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為に係る事案について、町民から相談又は苦情があった場合は、関係機関と連携して適切に処理するものとする。

(調査研究)

第13条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために、情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備)

第14条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第15条 町は、附属機関及びこれに類するものにおける委員を任命し、又は委嘱する場合は、積極的改善措置を講ずることにより、男女の数の均衡を図るよう努めなければならない。

(審議会)

第16条 男女共同参画の円滑な推進を図るため、木城町男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

(1) 第9条に規定する基本計画に関する事項

(2) 第12条に規定する相談等の処理に関する事項

(3) その他男女共同参画の推進に関し、町長から諮問を受けた事項

3 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

4 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

木城町男女共同参画推進審議会委員名簿

木城町男女共同参画推進審議会委員

(任期:2年〔2017.7.1～2019.6.30〕)

	役職	氏名	性別	区分	備考
1	会長	瀧上 三月	女	宮崎県男女共同参画地域 推進員養成講座修了者	前 地域推進員
2	委員	久保 富士子	女		地域推進員
3	副会長	金永 俊一	男	人権擁護委員	—
4	委員	黒木 眞樹子	女		—
5	委員	戸田 健二	男	町内各種団体関係者	宮崎キヤノン(株)
6	委員	守部 擁垂	男		商工会青年部
7	委員	日田 剛	男	学識経験者	九州保健福祉大学 助教
8	委員	井戸川 紀代子	女		宮崎県男女共同参画センター所長
9	委員	桑原 勝広	男	公募による町民	—
10	委員	竹中 まり子	女		—

木城町男女共同参画基本計画策定のための町民意識調査の概要

○目的・調査方法等

1. 調査の目的

木城町男女共同参画基本計画」策定に向けての基礎資料とするため、町民意識調査を実施。

2. 調査対象

木城町内在住の18歳以上1,000人(男女各500人)

3. 調査期間

平成29年6月22日～平成29年7月10日

4. 調査方法

郵送法

5. 回収率

31.4%(314人/1,000人)

6. 回答者の属性

・性別

	男性	女性	無回答	合計
回答者数	106	177	31	314
(構成比)	(33.8%)	(56.4%)	(9.9%)	(100.0%)

・年齢

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	無回答	合計
回答者数	1	25	50	44	34	76	75	9	314
(構成比)	(0.3%)	(8.0%)	(15.9%)	(14.0%)	(10.8%)	(24.3%)	(23.9%)	(2.8%)	(100.0%)

計画策定の経緯

期日・期間	主な内容
平成 29 年 3 月 21 日	木城町男女共同参画推進条例制定
平成 29 年 6 月 22 日～ 7 月 10 日	平成29年度木城町男女共同参画基本計画策定のための 町民意識調査実施
平成 29 年 7 月 19 日	平成29年度第1回木城町男女共同参画推進審議会 ・委嘱状交付 ・男女共同参画について【講義】 ・木城町男女共同参画基本計画について (スケジュール・町民意識調査)
平成 29 年 8 月 29 日	平成29年度第1回木城町男女共同参画推進ワーキング会議 ・木城町男女共同参画基本計画策定スケジュールについて ・町民意識調査の結果について ・木城町男女共同参画基本計画原案について
平成 29 年 9 月 25 日	平成29年度第2回木城町男女共同参画推進ワーキング会議 ・木城町男女共同参画基本計画(案)について
平成 29 年 10 月 31 日	平成29年度第2回木城町男女共同参画推進審議会 ・町民意識調査の結果について ・木城町男女共同参画基本計画(案)について
平成 30 年 1 月 15 日～ 1 月 26 日	パブリックコメントの実施
平成 30 年 2 月 26 日	平成29年度第3回木城町男女共同参画推進審議会 ・木城町男女共同参画基本計画(案)に対するパブリックコメントの 結果について ・木城町男女共同参画基本計画(案)の最終修正について ・平成30年度以降の審議会について
平成 30 年 3 月 7 日	木城町男女共同参画基本計画(「木城町女性活躍推進計画」・「木城 町 DV 防止基本計画」を含む)策定

男女共同参画基本計画は、町民の皆さんと共に推進します

町民の役割

- 男女共同参画社会づくりについての講演会や講座などに積極的に参加し、意識を高めましょう。
- 性別を問わず、子育て、介護、家事、PTA活動、地域活動等に積極的に参加しましょう。



教育に携わる者の役割

- 学校教育・社会教育・家庭教育において男女平等教育の推進を図りましょう。
- 男女共同参画の意識を高める研修に参加しましょう。



事業者の役割

- 企業は、採用、昇格、給与等の面で男女の平等に努めましょう。
- 就労者が仕事と生活の両立ができる就労環境の整備に努めましょう。



各種団体の役割

- 男女共同参画社会づくりの観点から
- ・各種団体への女性の参加・加入を促進しましょう。
- ・女性の指導的立場への登用に努めましょう。

